

**平成 30 年 10 月 10 日**  
**開 会 10 時 00 分**

○**桃村議長**

おはようございます。ただいまの出席議員は、議員定数 16 名中 15 名で定足数に達し、議会は成立いたしましたので、平成 30 年第 2 回宗像地区事務組合議会定例会を開会いたします。ただちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。これより日程に入ります。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、7 番、神谷議員。8 番、永山議員。を指名いたします。

日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期は本日一日限りといたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(なしの声)

○**桃村議長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3、諸報告に入ります。原崎組合長。

○**原崎組合長**

皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日、平成 30 年第 2 回議会定例会が開かれるにあたりまして、ご挨拶と、概要説明を申しあげます。

本日の定例会ですが、報告 3 件と、14 件の議案について、ご審議をお願いするものでございます。

報告第 1 号から報告第 3 号までは、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の不納欠損処分後の権利放棄について報告するものです。

第 19 号議案は、公平委員会委員の選任についてです。

第 20 号議案は、財産の取得について、第 21 号は専決処分の承認についてです。

第 22 号議案は手数料条例の一部を改正する条例についてです。

第 23 号議案から第 27 号議案までは、一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計、合わせて 5 会計の平成 29 年度決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

第 28 号議案から第 32 号議案までは、同じく 5 会計の平成 30 年度補正予算を提出しております。以上、いずれも重要な案件でありますので、なにとぞよろしくご審議くださいまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

## ○樋村議長

日程第4. 報告第1号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

## ○神山事務局長

報告第1号を説明いたします。

議案書の右下に報告番号、議案番号を付しておりますので、以下の説明の際も、そちらをご確認ください。議案書の1ページをお願いします。

報告第1号 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄を、宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。

平成30年10月10日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1 放棄した債権の種類 宗像地区急患センター診療収入

件数・・・3件

金額・・・33,760円

2 放棄した時期

平成30年3月31日

3 放棄した理由

宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため

診療収入の滞納については、電話連絡、催告書・督促状の発送や戸別訪問などを行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、回収ができず、やむをえず時効期間の3年が経過したことから債権を放棄したため、ご報告させていただくものです。

以上で、報告第1号 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄についての説明を終わります。

## ○樋村議長

本案は報告事項でございますので、質疑のみ受けます。8番永山議員。

## ○永山議員

3件の不納欠損の説明がありましたが、不納欠損までの経緯をひとつひとつに対してお知らせください。

## ○樋村議長

中山総務係長。

## ○中山総務係長

お名前は伏せさせていただきますが、1件目宗像市の方です。平成26年2月20日受

診をされまして、そのとき保険証、現金とも持ち合わせていらっしゃいませんでした。

後日支払いを急患センターの方でお願いしたところでございますが、以降連絡がとれません。3月14日、急患センターから催告書、以降電話数回かけておりますが、受診時に確認した携帯電話で連絡がとれません。4月、督促状を発送しましたが連絡がとれませんでした。平成27年3月中旬ごろ、職員2名で訪問いたしまして、そのときも、現金の持ち合わせがないということで、後日支払いをお願いしました。以降連絡がとれず、現在に至っている状況でございます。

2件目の方につきましては、こちら福岡市東区の方です。平成25年12月31日大晦日に受診をされたということです。以降、携帯電話に急患センターの方から1月中に4度ほど電話しておりますが連絡がとれません。以降2か月、事務組合のほうでも督促状を発送しましたが、連絡がとれずという状況でございます。

続きまして3件目です。こちら岡垣の方です。こちらも大晦日に受診されております。そのときも保険証、現金とも持ち合わせてなかったようです。同様に年明け急患センターから改めて数回電話をしておりますが、全く電話に出ないということです。

こちらも事務組合から督促状を発送しましたが、連絡がとれず、現在至った次第であります。以上3件を報告いたします。

#### ○桃村議長

他にございませんか。

(なしの声)

#### ○桃村議長

ないようでございますので、質疑を終結し報告を終わります。

日程第5、報告第2号 「宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

#### ○神山事務局長

報告第2号を説明いたします。議案書の2ページをお願いします。宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄について 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。

平成30年10月10日 宗像地区事務組合組合長原崎智仁

##### 1 放棄した債権の種類・件数・金額

放棄した債権の種類 簡易水道事業特別会計 大島簡水水道使用料

件数・・・1件

金額・・・15,885円

2 放棄した時期

平成30年3月31日

3 放棄した理由

宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため  
水道料金の滞納については、催告書の発送や給水停止を行い、不納欠損の減少に努め  
ているところでございますが、やむをえず時効期間の2年が経過したことから債権放  
棄したため、ご報告させていただくものです。

以上で、報告第2号「宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計不納欠損処分後  
の権利放棄について」の説明を終わります。

○樋村議長

本案は報告事項でございますので、質疑のみ受けます。 8番、永山議員。

○永山議員

この方はまだ、こちらにお住まいなのでしょうか。おそらく水道は止められているで  
しょうが、どのように生活されているのでしょうか。

○樋村議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

この方は市外の方で住所不定で時効の2年を経過したので今回債権放棄という事をさ  
せて頂いております。

○樋村議長

他にございませんか。 14番、永島議員。

○永島議員

15,885円という事ですが、これは何か月分の滞納ですか。

○樋村議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

件数は1件です。月数については手元に資料がございませんので、後ほどお答えいた  
します。

○桝村議長

よろしいですか。

○永島議員

1年分だとしたら途中で止めることができたと思うんですが。途中で水を止める事は出来なかつたのか。

○桝村議長

暫時休憩いたします。

(休憩)

○桝村議長

議会を再開し、休憩前に引き続き会議を行います。石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

この方につきましては、滞納 6 か月分です。平成 26 年に滞納が発生いたしましたので、10 月 9 日に給水停止を行いまして、その後無届の転出という事でその後は住所不明という事で今回債権放棄させて頂いております。

○桝村議長

他に質疑ございますか。

(なしの声)

○桝村議長

無いようですので、質疑を終結し報告を終了します。

日程第 6、報告第 3 号「宗像地区事務組合水道会計不納欠損処分後の権利放棄について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

報告第 3 号をご説明申し上げます。議案の 3 ページをお願いいたします。

報告第 3 号「宗像地区事務組合水道事業会計の欠損処分後の権利放棄について」

宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損処分後の権利放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により報告する。平成 30 年 10 月 10 日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁

1 放棄した債権の種類・件数・金額

放棄した債権の種類 水道事業会計水道使用料  
件数・・・191 件  
金額・・・1,169,660 円

2 放棄した時期

平成30年3月31日

3 放棄した理由

宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため  
水道料金の滞納については、催告書の発送や給水停止を行い、不納欠損の減少に努め  
ているところでございますが、やむをえず時効期間の 2 年が経過したことから債権を  
放棄したため、ご報告させていただくものです。

内訳としましては、市外転出などによる消息不明が 176 件、1,105,946 円。倒産が  
2 件、3,891 円。死亡などによるものが 13 件、59,823 円となっております。

以上で、報告第 3 号「宗像地区事務組合水道事業会計不納欠損の権利放棄につい  
て」の説明を終わります。

○樋村議長

本案は報告事項でございますので、質疑のみ受けます。有りませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 7、議案第 19 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」を議  
題とします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の 19 頁、第 19 号議案について説明をいたします。

第 19 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」

宗像地区事務組合公平委員会委員に次の者を選任することについて、同意を求める。

平成 30 年 10 月 10 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁

住 所 宗像市池田 2389 番地の 2

氏 名 森内洋子（もりうち ようこ）

生年月日 昭和 20 年 6 月 29 日

提案理由 現在、本組合公平委員会委員である森内洋子委員が平成 30 年 10 月 31 日  
をもって任期満了となるため、改めて宗像地区事務組合公平委員会委員として選任する  
ことについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基

づき、議会の同意を求めるものです。なお、森内洋子氏の略歴は記載のとおりですのでご確認ください。以上で、第 19 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので質疑を終結いたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。これより第 19 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○樋村議長

全員賛成です。よって第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、第 20 号議案「財産の取得について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の 20 ページ、第 20 号議案について説明をいたします。第 20 号議案「財産の

取得について」次のとおり財産を取得するものとする。平成 30 年 10 月 10 日提出

宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1 取得する財産の種類等

高規格救急自動車 1 台

2 取得価格

2,752 万 9,200 円 (うち消費税及び地方消費税の額 203 万 9,200 円)

3 契約の相手方

福岡市中央区渡辺通 4 丁目 8 番 28 号

福岡トヨタ自動車株式会社 代表取締役 金子 直幹

次に提案理由でございます。

宗像地区消防本部に配置する高規格救急自動車 (1 台) を購入するため、平成 30 年 9 月 4 日、随意契約により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結

するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 19 年宗像地区事務組合条例第 29 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議会の議決に付すべき契約案件のうち、動産の購入については、予定価格 2,000 万円以上のものが対象となることから、本議案を提出しております。

それでは、契約までの経緯を説明いたします。

本件は、宗像地区事務組合の入札参加登録事業者を対象とし、制限付き一般競争入札、入札公告日は 7 月 27 日により発注いたしました。

今回、制限として付した参加資格は、「官民間わず、高規格救急自動車の納入実績があること」の一点です。

この入札に対して、福岡トヨタ自動車株式会社及び日産自動車販売株式会社福岡支社の 2 社から参加申し込みがあり、いずれも参加資格を満たしていたことから、入札への参加を承認いたしました。

しかしながら、その後、日産自動車販売株式会社から入札参加を辞退する旨の届出があり、入札公告の取り決めにより、入札を中止し、今後の発注方法について検討しましたが、他に納入可能事業者がないと判断いたしました。

よって、最終的に、福岡トヨタ自動車株式会社を相手方として随意契約により仮契約を締結しました。予定価格は、一般競争入札時に設定した価格と同額です。

なお、この度の契約には、救急車で使用する医療機器などは含まれておりません。

医療機器の購入については、別に、専門業者による指名競争入札を実施し、10,022,400 円（うち消費税額 742,400 円）で有限会社メディカルエイトと、本議案が議決することを条件に、仮契約中であります。いずれも納期を平成 31 年 3 月 20 日としております。次に、当日資料により高規格救急自動車の概要について、消防長から説明いたします。

## ○桃村議長

永島消防長。

## ○永島消防長

高規格救急自動車の概要についてご説明いたします。この度購入予定の高規格救急自動車は、現在、赤間出張所に配置している救急自動車で緊急消防援助隊登録車両の更新であります。お手元に配布しております別添の第 20 号議案資料をご覧ください。

購入予定の救急車は高規格救急自動車でトヨタ製です。フルタイム 4 輪駆動方式で乗車定員は 8 人です。既存の車両からの主な変更部分はオートレベリング機能付 L E

Dヘッドライトと再帰性に富んだ反射材を用いた赤帯を採用しております。再帰性に富んだ反射材とは、光がどのような方向から当たっても光源に向かってそのまま反射するように工学的に工夫された反射材で、車のヘッドライトが救急車に当たるとその光が光源である自動車にむかってそのまま反射されるため、ドライバーから非常に光って見える為、救急車の識別がしやすくなり事故防止に効果があります。

続きまして新設機器と記載しております救急車に積載します車載無線機・車載端末装置・救急搬送システムは現在ほかの車両にも積載しております必須な機械です。

資料は用意しておりませんが救急車に積載する車載の無線機、出動指令の受信等車両の動態管理ができる車載端末装置や救急搬送いたしますと救急搬送の記録票などを作成する必要がありますが、その記録を搬送先の医療機関などで入力し、各種記録票が作成できる救急搬送システムを搭載しております。今回更新する救急自動車は廃車することなく非常用救急自動車として活用予定ですので、これらの機器を載せ替えて対応することが出来ないため、新設機器として救急自動車と併せて購入することにしております。

外装内装の詳細につきましては、A3の資料をご覧ください。こちらの方は従来の仕様とほとんど同じですが、防振ベッドを採用しておりますので乗り心地については若干でも向上していると思います。以上でございます。

#### ○桙村議員

これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 14番、永島議員。

#### ○永島議員

局長の説明で、医療器具は別に発注という事ですが、納車期限がの3月20日になっていますが間に合いますか。

#### ○桙村議長

神山事務局長。

#### ○神山事務局長

医療器機につきましては、今日の議決を前提に仮契約しております。3月20日までには納車納品が行われることになっております。

#### ○桙村議長

6番、井上議員。

○井上議員

入札について伺います。随契という事で競争がなかったようですが、金額については公表してあると思いますが満額でしょうか。

○桃村議長

中山総務係長。

○中山総務係長

予定価格は非公表としておりますので、この場での公表も控えさせていただきますが、金額につきましては予算額で説明させていただきますと、資機材と救急車を併せまして4,245万円を予算計上しておりました。結果的に救急車本体を2,752万9,200円、資機材をおよそ1,000万、併せて3,755万で契約予定でございます。予定価格との比較は差し控えさせていただきますが、予算額との差は490万ほど安価に購入が出来たというところです。以上です。

○桃村議長

13番、石松議員。

○石松議員

入札報告がネットに載っていましたので見させていただきました。この入札に関しては制限付一般競争入札だということで、制限とは何かというと7項目ほど書いてありますが、1番ポイントになるのは高規格救急車の納入実績があるという理解しています。手をあげたのはトヨタと日産の2社だけという事ですが、伺いたいのは、過去に納入実績があるのはトヨタと日産だけなのかどうかです。

○桃村議長

永島消防長。

○永島消防長

当本部については、過去においてもトヨタ、日産のみです。全国的には他社もありましたが、当本部も近隣もトヨタと日産が納車をしているという実績を聞いています。

○桃村議長

石松議員。

○石松議員

納入実績はトヨタと日産の 2 社しかないということで、今回 2 つの会社が手をあげたが、入札の直前に日産が手を下されたという事ですが、その理由について担当課で把握されていますでしょうか。

○**桝村議長**

神山事務局長。

○**神山事務局長**

手をあげて頂いたのが、トヨタと日産 2 社で資格審査して、納期的にも問題なしとしておりました。しかし、日産本部の工場が年度内生産出来ないということで対応できず、入札辞退の申し入れがありました。

○**桝村議長**

他にありますか。7 番、神谷議員。

○**神谷議員**

救急車の更新時期について 5 年経ったということを書いてありますが、救急車自体の更新時期については 5 年を目安にされているのか、また走行距離を目安にされているのかを伺います。

○**桝村議長**

永島消防長。

○**永島消防長**

救急車の更新基準について、消防車両の更新計画を作っております。これに基づいて事業計画をあげております。救急自動車の耐用年数を長く設定した時期もあったのですが、一定の年数、距離を過ぎると重要部分の故障を発見しましたので、2016 年 2 月に新しく救急車の更新基準を 8 年または 17 万キロに設定しました。今回、赤間出張所で 17 万キロ近く走っておりますので、距離を目安に更新をしております。国の緊急消防援助隊車両の規程では耐用年数を 5 年に設定されております。それ以後になると有利な財政支援を得られるなど、両方をクリアしておりますので、今年度購入を予定しているところです。

○**桝村議長**

神谷議員。

○神谷議員

今後の他の車両の更新予定はどうですか。

○桝村議長

永島消防長。

○永島消防長

全車両の更新計画も先ほどの更新計画に盛り込んでいます。たとえばポンプ車だと 15 年とか、はしご車であれば 17 年とか、通常の車両であれば 20 年とか、それに伴って更新時期が来た時の状況も考慮しながら更新計画を立てていこうと思っています。

○桝村議長

神谷議員。

○神谷議員

更新時期が 5 年を目指すという事なら、今後の入札の問題ですが、今の答弁のように 2 社のうち 1 社が手を下すという事ですが、今後の事ですが全国的にはまだメーカーがあるという事なら広く募集するという事も必要だと考えますが事務局の考えはどうですか。

○桝村議長

神山事務局長

○神山事務局長

今回、一般競争入札でさせて頂きました。プロセスは間違っていないけれど結果的にこうなったということで、やり方については考えていかなければと思います。基本的に一般競争入札を取り入れていくと考えています。

○桝村議長

14 番、永島議員

○永島議員

消防車は廃車にされるのですか。廃車されるのなら別ですが、津屋崎町時代に消防車を発展途上国に売ったことがあります。そういうことを考えてあるかどうか。

○桝村議長

只今、質疑でありますので、ご意見は討論でお願いします。 質疑ございませんか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようでしたら、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(なしの声)

○桃村議長

これをもちまして討論を終結します。これより第 20 号議案の採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○桃村議員

全員賛成です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 21 号「専決処分の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の 21 ページ、第 21 号議案について説明をいたします。

「専決処分の承認について」権利を放棄することについて、平成 30 年 8 月 10 日付で専決処分したので、報告し、承認を求める。平成 30 年 10 月 10 日提出  
宗像地区事務組長 組合長 原崎 智仁

1 放棄した権利の内容

宗像地区事務組合手数料条例（平成 19 年宗像地区事務組合条例第 31 号）の規定に基づく以下の手数料

- (1) 法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の変更の許可
- (2) 法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく取扱所の変更の許可
- (3) 法第 11 条第 5 項の規定に基づく貯蔵所の変更の許可に係る完成検査
- (4) 法第 11 条第 5 項の規定に基づく取扱所の変更の許可に係る完成検査
- (5) 法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく貯蔵所の仮使用の承認
- (6) 法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく取扱所の仮使用の承認

2 申請者

宗像市東郷四丁目 3 番 1 号

宗像農業協同組合 代表理事組合長 川口 正利

3 放棄する権利の額

75, 450 円

4 提案理由

平成 30 年 7 月豪雨により被災した者の経済的負担を軽減するため、宗像地区事務組合手数料条例に規定する危険物施設の設置許可等に係る手数料を免除する必要が生じたが、組合議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものである。

なお、被害等の状況は記載のとおりです。それでは、今回、手数料を免除するに至った経緯などについて説明いたします。平成 30 年 7 月 20 日付けで、国から 7 月豪雨により被災した者からの申請に係る消防関係手数料については免除すること適当であることから、各消防本部においても特段の配慮をされたいとの通知が出されました。

これを受け、本組合においても危険物施設の設置申請などに関する手数料を免除する必要があると判断いたしましたが、宗像地区事務組合手数料条例の中に、この手数料を免除する規定がございませんでした。条例の規定による免除ができない場合に、手数料、すなわち、本組合の権利である債権を放棄、ここでは免除しようとする場合は、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決が必要となります。

しかしながら、被災者の経済的負担を軽減するとともに、一刻も早く施設の復旧に取り組んでいただく必要があると考えたことから、専決処分したため、本議会で報告するものであります。 以上で、第 21 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 14 番、永島議員。

○永島議員

危険物施設が 3 カ所とありますが、どこですか。

○桝村議長

永島消防長。

○永島消防長

宗像市東郷の J A 本所の 3 施設です。危険物の屋外タンク貯蔵所（軽油）、同じく危険物屋外タンク貯蔵所（灯油）、そこから計量機を通して容器に詰替えを行う危険物一

般取扱所の3施設です。以上です。

○桝村議長

他にありませんか。 11番、末吉議員。

○末吉議員

今回の専決処分は7月豪雨による災害の復旧を速やかに行うために、手数料条例により免除するよう要請があったという経緯はわかるのですが、今後本組合の手数料条例をどう変えるのかという問題と、国の要請があったにせよ債権の放棄を決意した根拠は。国の要請がありましたのでそうしました。ではなく、国は債権を放棄するにあたりその見返りに需要額の中にきちんと算定しますよという通達があったのか。こういう形で処理をすることに決めた基準を伺いたい。

○桝村議長

神山事務局長。

○神山事務局長

全国的に甚大な災害になった7月の豪雨についての被害への国の基準が一番です。交付税への措置は今のところ言及されていません。被災者に経済的な支援が出来るような条例の改正を行いたいと思います。

○桝村議長

11番、末吉議員。

○末吉議員

宗像市、福津市も該当するのですが、事務組合だけではない訳ですね、豪雨災害にあった自治体、住民、それぞれの住民は同じように被災すれば何らかの建築をすれば建築申請をしなければならない、全体的に見て申請料を免除する根拠をきちんと定めておかないといけないと、自治体としてどういう基準に基づいて免除をするのかの説明責任が必要だと思います。法による根拠と基準を定めておかないと住民に対して説明責任を果たせないと思います。いかがですか。

○桝村議長

神山事務局長。

○神山事務局長

基本的には異常な自然現象である重大な災害ということで、今回は危険物取扱の施設という事で早急な対応が必要で、次の議案でご議論いただくことになろうかと思いますが甚大な被害があったところに国からの通知があったことをきっかけに、危険物施設の復興への経済支援をしたところあります。

○**桝村議長**

11 番末吉議員。

○**末吉議員**

今後の事を考えると手数料条例については今後のそういう事態を想定してしかるべき変更を考えていきたいというご答弁が明確にあればそういう形で行くのかなと思うのですが。

○**桝村議長**

神山事務局長。

○**神山事務局長**

その方向で行きたいと思いますので、ご議論をお願いしたいと思います。

○**桝村議長**

他にございますか。 3 番、岡本議員

○**岡本議員**

今回は 3 施設という事ですが、想定外のものが増え、他にも該当する施設があるかどうか調査をされたか。それに対してどう考えられるか教えて下さい。

○**桝村議長**

力丸次長。

○**力丸次長**

調査については行っていません。今後の対応につきましては、次の 22 号議案で条例の詳細を議論して頂きたいと思います。この件につきましては申請主義ですからそういう事案が発生すれば、今日議決頂ければ、新しい条例に基づいて対応したいと考えています。

○**桝村議長**

他にございますか。

(なしの声)

○桙村議長

これをもちまして質疑を終結いたします。討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

○桙村議長

これをもちまして討論を終結します。これより第 21 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○桙村議長

全員賛成です。よって第 21 号議案は原案のとおり可決されました。日程第 10、議案第 22 号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長

○神山事務局長

議案書の 22 ページの 1、第 22 号議案について説明をいたします。  
「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。平成 30 年 10 月 10 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁  
提案理由 災害により被災した者の経済的負担を軽減するため等により、手数料を免除することについて、宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものである。改正の内容については、新旧対照表で説明いたします。

左の欄が改正案、右の欄が現行の内容となります。欄外にありますのが、現在、本条例で規定されている手数料となります。

先ほどの第 21 号議案で免除した手数料は、別表第 1 の危険物施設関係手数料です。

現行の条例では、別表第 3 (被災証明書手数料) については第 5 条第 1 号 (被災者からの申請) から第 4 号 (組合長が特に認めた場合) までに該当する場合は、免除可能。別表第 4 (複写手数料) については第 5 条第 2 号 (公共団体からの申請) から第 4 号 (組合長が特に認めた場合) までに該当する場合は、免除可能と規定されております。

しかしながら、別表第 1 及び第 2 に規定する危険物施設関係手数料については、いずれの場合も免除ができない規定となっていました。

今回の改正案は、本条例で規定する手数料について、第 5 条第 1 号から第 4 号までいずれかに該当した場合、特に第 1 号に規定される被災者からの申請に対する手数料について、経済的負担の軽減を目的とした免除ができるよう、条例を改正するものであります。また、第 5 条第 1 号の「災害」の定義を災害対策基本法の規定によることにより、免除の基準を明確にいたしました。

法による災害の定義は、大きく 2 つに分けられます。

一つ目は、「異常な自然現象」です。暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りなどが挙げられます。

二つ目は、「大規模な事故」です。大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没などが挙げられます。

なお、手数料の免除については、いずれの場合も慎重に検討することとし、被災者からの免除申請には、原則、消防本部職員による現場確認を行うこととするほか、構成市その他公共団体が発行した被災証明書などの提出を求めることがあります。

以上で、第 22 号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

### ○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

### ○桝村議長

ないようですので質疑を終結し、討論に入ります。ご意見ございますか。

(なしの声)

### ○桝村議長

討論を終結し、これより第 22 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

### ○桝村議長

全員賛成です。よって第 22 号議案は原案のとおり可決されました。  
ここで、休憩とします。再開は 11 時 10 分とします。

(休憩)

#### ○樋村議長

議会を再開し、休憩前に引き続き会議を行います。

各会計の決算の認定の進め方についてですが、はじめに 5 議案を一括議題として、提案を受けます。次に、監査委員の監査報告を受け、監査意見書に対する質疑を受けます。その後に、議案毎、説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。

それでは日程第 11、議案第 23 号議案から日程第 15、第 28 号議案まで一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

#### ○神山事務局長

それでは第 23 号議案から第 27 号議案までの 5 議案について、一括して提案をさせていただきます。

##### 第 23 号議案

平成 29 年度一般会計歳入歳出決算の認定について

##### 第 24 号議案

平成 29 年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

##### 第 25 号議案

平成 29 年度大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

##### 第 26 号議案

平成 29 年度本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

##### 第 27 号議案

平成 29 年度水道事業会計決算の認定について

以上 5 会計の決算の認定につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。平成 30 年 10 月 10 日提出 宗像地区事務組合組合長 原崎 智仁

以上 5 議案を一括提案いたします。

内容の説明については監査委員の監査報告に続き、次長及び経営施設課長が行います。

ここで、皆さんに訂正とお詫びをいたします。あらかじめ配布いたしております水道事業の監査意見書の最後の 12、13 ページに事務局が作成し、資料として別表 1 の経営分析比較表を添付しております。右方最上部に「27 年度」とあるのは「28 年度」の誤

りです。訂正をお願いします。

#### ○梶村議長

ここで、監査委員の決算審査報告をお願いします。外菌監査委員。

#### ○外菌監査委員

監査委員の外菌です。それでは第 23 号議案から第 26 号議案までを一括して説明させていただきます。宗像地区事務組合一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計を一括して説明いたします。

最初に意見書を提案させて頂いておりますので、説明いたします。

宗像地区事務組合組合長 原崎智仁様 宗像地区事務組合監査委員外菌豊、監査委員  
福田昭彦

「平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について」  
地方自治法第 292 号において準用する同法第 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計の歳入歳出決算を審査したので、  
次のとおり意見を提出する。

#### 平成 29 年度宗像地区事務組合歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の対象 これはみなさん読まれているので下の 7 項目です。

第 2 審査の方法 審査は各会計歳入歳出決算書及び付属書類について、関係法令に準拠して作成されているか否かを確認するとともに、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿とその他の証拠書類を照合したほか、関係職員から事情聴取を行い実施いたしました。

第 3 審査の期間 平成 30 年 7 月 25 日から平成 30 年 8 月 30 日まで

審査の期間はこれだけですが毎月例月検査を行っております。その時に私は決算も見ております。短期間ではできませんので毎月決算のところまで見ております。

第 4 審査の結果 審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に規定された様式に従って調整され、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、誤りのないものと認められた。審査結果の詳細は以下のとおりである。

まず最初に、これはずっと読み上げるのではなく、適時に 9 ページに結びをつけておりますが、途中それを見ながら説明をいたします。

7 むすび のところで、以上が 29 年度宗像地区事務組合会計急患センター特別事業会計、大島簡易水道事業特別会計及び本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であり、適正に執行され、財政運営されていると認められる。この 3 行のところは、2 ページにまた戻って頂きますが、総括のところで最初に説明させていただきます。

ここに一般会計、特別会計を表としてお出しております。予算現額、それから、歳入歳出。歳入は調定額を歳出は支払済額ということでございます。一般会計では予算現額と歳入の決算額が少し下がっております。約 500 万実際に歳入に調定された部分が少ない。この部分は一般会計繰入金 536 万 3,000 円が主な影響でございます。それで歳入の調定がそのぐらい少なくなっております。

次に特別会計の急患センターですが、予算現額に対して、歳入決算額が 2 億 7,300 万で、少し増えておりますが、これは診療収入が増えたということでございます。

それから、大島簡易水道の予算現額 8,400 万に対して歳入の決算額は、これも同じく繰入額 7800 万。それから繰入金の 500 万、繰越金の 200 万。これが未調定ということで使ってない。これは事業の一部がなくなったということでその分のお金を使わなくて済んだというわけです。

それから、最後の本木簡易水道事業の方は 982 万 3,000 円に対して 911 万 1,000 円で、70 万少なくなっておりますが、これは繰入金約 70 万の未調定、いわゆる使ってないということです。

次に、歳入と歳出の差額、決算額、歳入が、一般会計が 21 億 1,300 万円で、決算額は 20 億 5,000 万でございます。この差額が 6,367 万 1,000 円ほどございます。これは後で審議していただきますが、30 年度の繰越金に充当されるように議案が作られているようです。

それから、急患センターの歳入調定額、2 億 7,300 万円、歳出が 2 億 5,000 万円。差額が、約 2336 万円。この金額も後の議決になるかと思いますが、今年度の繰越金の方にいれるような議案が起こされております。

それから大島簡易水道。歳入額 7,800 万円。それから歳出が 7,800 万円。5 万 4,735 円差がありますが、この部分は繰越金として入れるようになるかと思います。本木については、差額が 437 円しかございません。ほぼこれで消化という形になるかと思います。今のところを頭に入れていただいて私の方でこれから説明していくのは、予算現額については今、説明しましたので、歳入と歳出の会計的な処理について申し上げていきたいと思います。よろしくお願ひします。

3 ページ。これは一般会計について上から書いておりますが、実際に予算現額というのが、前年に比べて 116% 伸びております。そして、1 番の上の予算決算の概要のところでは、先ほど 2 ページ目で説明しましたとおり、歳入歳出差引残額 6,367 万 1,740 円。これが繰越金です。説明は、下の 6 行目から、歳入済額の内訳は、別表 1 のとおりである。別表 1 は次のページ、4 ページです。

別表 1 これが歳入の方の 29 年度は今年度の歳入でございます。そして、3 ページから 4 ページに言葉で書いておりますけど、その内容については 4 ページの別表 2 に両市の負担額はいくらか。歳出については、別表 3 で 29 年度の中身を書いてあります。それで、私のほうの結びの 9 番。9 ページを見ていただくと一般会計のことを書いています。

28 年度から 29 年度にかけて、歳入歳出とも、増えておりますがその内容について、9 ページに書いています。増加の主な内容は、消防費に係る人件費が 2,500 万円増となつた他、福岡都市消防通信指令業務共同運用事業に係る負担金が 3 億 2,000 万円増となつております。一般会計では消防の費用がほとんどです。それは歳出の 4 ページの表 3 を見ていただくとわかりますように、消防費が 17 億から使われております。

歳入は 4 ページの表 1 を見ていただきますと前年度に比べて特に増えているのは、諸収入 1,500 万ほど増えている。これは福岡市へ職員を派遣したことによつて 1,700 万円。この部分が主に影響して金額が増えている。ただこれは福岡市から戻ってきたお金です。実際こちらが福岡市に派遣するのにいくら使っているのか申し上げますと 1,970 万円ほど使って、1,700 万戻っています。

9 ページに戻っていただきまして、増額の主な内容は消防費に係る人件費が 2,500 万の増となっています。この内訳ですが、27 年から 29 年度までの一人あたりの人件費は大体給与が 500 万です。27 年が 133 人、28 年度が 132 人、29 年度がまた同じく 133 人。大体一人あたりが 500 万ちょっと。そして 2,500 万円増加したのは何かといいますと手当です。

皆さん、決算書をお持ちでしょうか。決算書の 23 ページの右上です。この 1 番上が職員給や手当等が書いてあります。手当の分が増えたのが、2,500 万円、増加した理由で私が少し気になったのは、意見書にはまだ書いておりませんが、23 ページの時間外勤務手当があります。残業が去年から今年に比べて約 700 万円増えている。もともとある金額に 700 万プラスということはそれだけ人員に対して過重労働が続いている。

それであれば、一人あたりの当たりの給与が大体 500 万くらいです。本俸が。そうすれば 1 人分くらい雇えるんじやないか。その増えた分だけです。重要な仕事されておりますから、時間外手当を増やすなら、もう 1 人採用されたらどうか。そうすると、もつと臨機応変に対応できるのではないか、救急体制についてもものすごく出動回数が増えております。皆さん成果報告書をこれよく見ていただきたいと思います。この中にも出動回数など毎年書いていますが増えています。

消防の方で監査をしていますが、ローテーション組むのに非常に苦労しております。だからそういう点から見れば、超過勤務がそれだけ 1 年間に増えるのであれば、一人増やしてもっとゆとりある運用ができるようにしてあげたらどうかなど。まだ今後、分析をもう少し私の方もしたいので意見書には書いておりません。ただ人件費は 2,500 万円増えていると書いてあるのは、そういう手当の部分が多いです。だから、その辺について今後とも私の方では、監査委員として見ていただきたいと思います。

それからその下の 9 ページ、緊急出動回数は 6,000 件を超えたところであるが、いまだ増加傾向により、平成 29 年度は 5% 増となっている。そういう状況です。

一般会計については、あと 3 億 2,000 万増えたと書いておりますけど、主な消防の事業で増えております。新しい主な事業は先程の成果報告書をお渡ししておりますが、4

ページの左の 1 番上を見て頂ければ分かると思います。これが今年の主な事業です。特に支出が大きいのは福岡都市圏共同運用システム。これは共同運用するための通信と一緒にやっていくということで、ここに資金が非常にかかるということです。だから、これは無駄な話であって、要は情報をうまく、地域でやっていこうということに対するお金の支出ですから、私は別に監査委員としてはまずいことではないというふうに考えております。これで一般会計の説明を終わらせていただきます。

次は急患センターです。意見書の 5 ページです。急患センター事業特別会計のところで (1) の予算の概要のところは、歳入で歳出は賄っています。差額は 2,300 万ほど生じてその部分は、次期繰越金に回しますということ先ほど説明したところでございます。

2 番目の歳入歳出の状況は診療収入が 2 億 1,900 万。支出が 2 億 3,500 万。急患センターについては 9 ページの結びのところで書いておりますが、ほとんどの歳出が宗像医師会に委託事業をしておりますので、そこに対する支出、その支出が診療収入を上回っておりますので、契約するときに中身をしっかり見ておくよう私の方で言っております。

それにより、今後とも、赤字経営をせずにやっていけるのではないかと考えております。収入は歳入歳出を引いて 2,300 万余っていますと言っていますが、両市の負担金を 5 ページの表 4 のところに書いていますが、分担金負担金で、3,600 万出ている。

前年度に比べて 2,800 万からこれだけ増えている。600 万から 800 万。だから、今後ともその契約による支出が一番大きいから、契約する際に担当の方でしっかりと中身を見るようお願いしています。急患センターはそれで終わらせていただきます。

次に大島簡易水道特別会計の部分ですが、ほとんど歳入額と歳出額が変わりませんので、予算どおりにすべて行われたということです。会計的な決算については、私の方で毎月見ておりますが、その際、不適切な支出とか会計書類の間違い等はございませんでした。 ただ、次 7 ページを見ていただいて、表 10 が大島簡易水道使用量の収入料金です。先ほど、不納欠損で大島 1 万 5,000 円。この後の本木もそうですが、その地区に対して市民のお金を投下して事業設備をしているわけです。だからそれだけ投下しているのにお金を払わないというのはおかしいだろうと、そういうふうに事務局には言っております。それで過年度分の滞納については、洗い上げをさせています。

先ほど何でこれだけ払ったのかと言われましたけど、本来のスタンスでやって、それは全部見直す。そのあとの水道会計も同じです。水道会計のところでまたお話ししますけれども、不納欠損だめだということです。訴訟まで考えてはどうかなということも話しております。水道水は、事業に使うという人と生活に使う人と 2 通りあります。 私の方では事業に使う分はすぐ停止。個人の分は生存権がございますので、その中には老人の方もおられます。収入のない方、生活保護の方、だから直接会って話を聞いた上で処理をする。すぐ停止しない。生命に関わるから。そういうふうに監査意見としては言い過ぎかもわかりませんけど、不納欠損というのは会計の処理につきましては、厳しくさせていただきます。

大島簡易水道特別会計は、主な事業は地下水源のさく井工事及び浄水場の更新。

次に本木は滞納ございません。事業も 540 円ぐらいしか差額はございませんで、適切に執行され、私は何も言うことはございません。

要は一番下の方で、簡易水道特別事業会計は関係市からの繰入金に委ねられている性格が強く、資本投下した設備等の的確な維持管理、確実な料金徴収を行い、効率的な事業経営に努めてください。滞納を出来るだけなくしてください。適時、督促などをしてください。

一般会計から特別会計の 3 つについて総評ですが、各会計における財務会計は適切適正かつ公正に処理されておりります。一般会計、各特別会計はその大部分が関係市の負担金等によってとして運営されており、請求額がそのまま構成市の負担増となっています。このようなことから組合は引き続き、効率的安定的な事業運営を目指すとともに、地域住民の安定かつ安心した生活環境が担保できるよう、より一層努力していただきたいと思います。23 号から 26 号議案については、今の説明で終わらせていただきま

#### ○桃村議長

ただいまの決算審査報告について、ご質問がございましたらお願ひします。13 番、石松議員。

#### ○石松議員

丁寧に説明していただきまして、よく分かりました。ありがとうございます。そこで結びの上から 4 行目で、一般会計の歳出をみると 15.6% の増と書いております。4 ページの表 3 の右下のところが 29 年度と 28 年度の対比増減比率があって、116.7% と書いております。私が先程電卓で確認しましたところ、やっぱり 116% でしたので、その数字が正確であれば、恐らくここの結びに書いている 15.6% いうのは、16.7% のミスプリントじゃないかなというふうに思うのですが。

#### ○桃村議長

外園監査委員。

#### ○外園監査委員

失礼しました。そのとおりです。

#### ○桃村議長

監査報告の中に漏れがあったようでございます。水道の監査報告が飛んでいるように

思われます。水道の監査の方がまだ終わっておりませんので、引き続き水道監査報告を受けます。

## ○外菌監査委員

第 27 号議案。水道の監査意見書を読み上げさせていただきます。

宗像事務組合組合長、原崎 智仁様。

宗像地区事務組合監査委員、外菌豊。監査委員、福田昭彦。

平成 29 年度宗像地区事務組合水道会計決算に係る審査意見について。地方公営企業法第 30 条 2 項の規定により、審査の平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算について審査したので、その結果について次のとおり意見を申し上げます。

平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算審査意見。

第 1 審査の対象 平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計。

第 2 審査方法 審査に当たって提出された決算書類及びその他関係書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績・財務状況を適切に表示しているか否かを検証するため、関係帳簿及び、証拠書類により審査を実施いたしました。また事業の経営内容把握するための分析を行い、予算執行が正しく運営されているかについて審査を致しました。

第 3 審査期間を平成 30 年 7 月 22 日から 30 年 9 月 30 日、毎月先程と同じように監査の際にも予算の審査をいたしております。

第 4 審査結果 審査に作られた各決算書類の記述はいずれも関係法令に準じて作成され、件数も正確であり、経営成績・財政状況も適切に表示しているものと認められる。なお、審査結果の概要及び検証は以下のとおりであります。

それでは、これも同じように最後の結びがありますので、これと平行しながら、説明させていただきたいと思います。1 ページの予算決算の概要についてを見ていただきたい。ここで (1) 収益的収入及び支出についてが 1 ページにあります。1 ページが収入、2 ページが支出です。これは収益的収入と支出について書いています。2 ページは、資本的収入及び支出について、収支の決算状況は民間と同じですから皆様方わかりやすいとは思うのですが、2 ページ目の資本的収入及び支出についてというのは、わかりにくいかと思いますので、私の方で収益収支と資本的支出という別の紙を 1 枚お渡ししていると思います。これは概略しか書いていませんけど、収益的収支というのは、損益計算書・収入がいくらあって、収入を得るために払いましたというものです。資本的収入と支出は損益計算、営業収益を勘案しない収入と支出だということです。ただ、一部両方ダブった支出がありますので、一応資本的収入と支出の部分は損益計算だと。

補填金のところでここは少し問題になるのですが、それでお渡ししております。後で読んで頂けたらいいかと思います。

それでは、意見書の 1 ページ目の下の方 (1) の収益的収入と支出について、文言を

書いておりますけど、表 1 の説明をしているだけです。

収入で、営業収益、水道の収入予算額がありますが、それは収入の推計ですので、決算額を見ます。消費税込みと抜きがありますが、主に公会計の損益計算書は消費税抜きで計算しております。右の方で、32 億 5,128 万 2,720 円が収益の総計です。そして、営業収益が内訳ですけど 26 億 5,752 万 3,001 円。それから、営業外収益が、5 億 9,375 万 8,459 円。特別損益が 1,260 円ということで、合計では 32 億 5,100 万円です。右の方の増減は予算に対する差額を書いています。

それから、2 ページ目の 1 番上が支出です。全体的な費用は、1 番上の行の消費税抜きますと 26 億 9,639 万円 1,000 円。配水に係るなどの営業費用が、26 億 6,880 万 1,611 円。営業外費用が 8,160 円。今回の特別損失は若木台と手光の配水池を除却しましたのでその費用です。結果的に消費税抜きで差引額が書いてありますが、5 億 5,189 万 940 円。これがいわゆる今年の利益です。運営的にはちゃんとやっていますよということを書いています。それから、最後の結びの今の説明が、11 ページ中ほどから上のところ、収益は、総費用はというのは今説明したところでございます。その下の 11 ページの下事業収益性に係る経営指標では、総収支比率は 120.5%、経常収支比率 122.7%、営業収支比率は 103.5% であります。良好な内容です。これが 100 を切ると、赤字ということです。この関係は皆さん方の最後のページ、13、14 ページにもっと詳しい表をつけております。その中の一部を抽出して結びに書いております。

それから 2 ページに戻っていただきまして、今までが損益的な収益的収支のことを説明させていただきました。2 番目が資本的収支についてということで表 2 が 2 ページに書いてあります。収入は営業から出てきたものは全然ない。要は企業債や負担金、それから補助金、出資金で事業と直接入ってない部分の収入がこれだけあります。

支出の方は、事業に関係している部分で、補助金等でした分。それと過去これから将来に向かって配管したり、いろんな資本に関する部分の支出を書いています。そういうことで、営業に直接関係しないところの収入と支出が出てきております。ただ、金を払っているので最後の支出の下に収支差額というのがあります。これが収入では、12 億しかないのに、支出では 19 億払って 7 億も赤字になっている。その赤字分は収益で解消しております。収益部分の利益です。それは、資本的収入と支出については、真中ほどに書いてありますが、10 ページの表 13 に詳しく載せているのですが、その費用は補填財源、1 から 7 まで載せていますが、これだけの分が足りませんでした。

1 番上が消費税等の資本的収支の調整額。本来の損益計算書は消費税を含まないで書いています。要は、消費税を頂いているわけです。水道会計など実際。そして税金を払う。この後出でますが。実はその差額分だけ浮いたことになる。損益計算上浮いたことになるので、その分を調整額として補填額を 6,900 万ほど。

減債積立金と 2 番目にありますが、これは損益計算書上の純利益をためておく項目です。それが今までのところを、14 億とあります。それは補填には充てていません。

3 番目の過年度損益勘定留保資金。2 億 7,700 万円。例えば皆さん車を買ったらその分だけ全額すぐ経費にはならない。減価償却していく。毎年減価償却していくとその分が経費に上がってくる。経費に上げてもその年にはお金を払ってない。費用にある。その費用分、減価償却の償却分だけを払っていないお金ですから、実際にその分は払っていないから残っているのではないか。その年はですね。だからその分の実績額は本年以外の部分がこれだけあります。それを払うお金に充てました。

4 番目の当年度分損益勘定留保金額というのは、今年買った分の減価償却で払っていない。その分は費用に上げて払っていない分を余っているからそれに充てます。これで資本的収支のいわゆる消費税抜きの 6 億の分が解消されたということでございます。資本的収支の部分については以上です。要はお金が入ってきてる、足らない分は営業で儲けましたということを言っているだけです。学術的にいうとこうなってしまう。

3 ページに移りまして、企業債の状況については、今後の事業を行って、予算を組んだときからそれだけ発行額が増え、残高 1 億 5,000 万が昨年度に比べ増えましたということです。

他会計補助金につきましては、後は読んでおいてください。

5 番目の一時借入金について。これは運営がうまくいかない時に行うことで、一時借入金限度額は事業から見て 4 億 8,700 万ほどあるのですが、一切行っていません。これが大事です。限度額というのは枠です。その枠を全然使わないで済んだというのは非常にいいことです。

6 番目の消費税について。表の 4、3 ページの下で、それぞれ計算をしていますが、4 ページの 1 番上で 8% の消費税で、1 億 7,000 万円ほど収入がありました。そして実際には、支払った額は 1 番下の 2 つ、消費税と地方消費税 2,880 万と 770 万。これを合計した金額を消費税として払っております。この組合も物を買った時に消費税を払っていますから、その分差し引いた残りということです。

それから、後は経営状況ですが、今説明したので、4 ページの経営状況は先程述べたのが、同じことを書いています。これは 1 番最初に言いました収益的収支の書き換えたものと同じです。

5 ページにまいります。水道料金の収納状況。これが非常に大事です。今年度の収納状況は表 6 のとおりです。不納欠損額は 27 年度が約 600 万円、28 年度が約 200 万円。今年度 100 万。損金になった額が減ったということです。実際先ほど申しましたけど、滞納上位 20 者については、滞納の個別管理しております。先ほど議員さんに不納欠損について聞かれましたけど、それより私の方がよほど激しかったと思います。

事務方は大変な苦労をしてあります。電話だけではだめだ、行けど。先ほど申しましたとおり、法人はすぐに停止しています。個人は生存権がありますから、そこを見ながらやっております。

先ほど不納欠損分の質問がありましたが、5 ページの下に書いております。行方不明、

倒産、死亡、その他。それから 2 件ほど、訴訟に持っていくかどうか考えています。費用がかかるものですから、その点を今、検討していただいている。

それから、6 ページ、施設能力の所、みなさんが一番気になるのは、供給単価と給水原価だと思います。原価が 186 円  $m^3$  で、単価が 206 円です。

資産の状況について、7 ページ、表 9 のところに無形固定資産、投資有価証券、その残高が 8 億円あります。今年 1 億増やした形です。要はお金を持っていても、お金がお金を生むような処理をしてくれっていうふうにしています。それから流動資産 2 の現金預金が 48 億あります。5 億利益が出ている。それが積み重なっている。蓄積そのものの残高としては 5 億ぐらいしかございません。後は運用です。そういう状況です。

表 10 の貯蔵品の状況ですけど、ここは水道事業するのに材料を一括してこちらで買って、業者の方に渡すという処理をしている。管理は 1 回 1 回出すたびに行っている。

8 ページ、表 11 キャッシュ・フローがどうなっているか。上のかつこの資金期末残高これは預金です。48 億 8,000 万円となります。前年 39 億 7,000 万円。ちょっと増えている。大体 4 億 5,000 万円上がっています。

11 ページの結びのところで、水道使用料の収納率はと書いてありますが、収納率を上げるようにと書いている。

その下に北九州市に委託した包括事業費についてどうかですが、私も非常に気になつていまして。平成 25 年度から 29 年度までの損益計算書の比較を全部しました。

平成 25 年の経常利益が 3 億 4,000 万。26 年度が 5 億 9,000 万。27 年度が 5 億 2,000 万です。28 年度が 5 億 9,000 万。今回の 29 年度が、6 億。だから、委託事業をしても、前と比べて利益が減っていない。ということは、委託事業そのもので否定的なことはない。全体の利益をみて利益が減ると赤字になる。そうすると市民に対して水道料金をあげていかないといけない。利益が残るということは水道料金をあげずに済むということになります。一応今のところは、何とかいいのではないか。総括的に。それでここに書いてありますとおり、水道事業の本格的事業委託が順調に進んでいると総括的にみればよい。この契約はマクロ的いわゆる総括的に全体で見た場合は利益がそれなりに出ていて、順調ではないか。今後はミクロ的、委託事業でもその中身を見て、赤になっている部分と黒になっている部分の両方があると思います。だから、最後もう一度検証していくようにしてください。

今後は包括的業務委託が効率的に行われ、向上を努めて頂きたい。

最後は有収率の問題があります。いわゆる 90.7%。まだこれは配水した料金と入ってきたお金が 100 円でかかっているけど、90 円しか入ってきていないということです。後の水はどこか流れたのですかということになる。率を上げるようにということで、今も 21ヶ所くらいの地点をきちんと測っている。そこで有収率の悪いところをピックアップして優先的に工事ないし検査を進めてくださいと書いています。作業が順調に進んでおり、引き続き安心安全な水を安定供給し、経営の効率化を図ることが必要であると言う形で

しめさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

○桝村議長

宗像地区事務組合歳入歳出及び水道事業会計決算審査報告についてあわせて質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

○桝村議長

ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。ここで休憩としたいたします。再開は午後1時からとします。

(休憩)

○桝村議長

議会を再開し、休憩前に引き続き会議を行います。

日程第11、議案第23号「平成29年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部の説明を求めます。力丸次長

○力丸次長

それでは、お手元の決算書に基づきまして、説明いたします。別冊の一般会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。平成29年度の決算について、歳入合計は、予算現額21億1,954万7,000円に対し、調定額及び収入済額は、同額で21億1,370万9,149円となっております。予算現額と収入済額との比較では、583万7,851円の減額です。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出合計は、予算現額21億1,954万7,000円に対し、支出済額は、20億5,003万7,400円となっております。歳入歳出差引残額は、6,367万1,749円で、全額を翌年度へ繰り越しいたします。続きまして、事項別明細書により、主な決算内容について説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入のうち、「1款 分担金及び負担金」は、補正後の予算額16億225万1,000円に対し、同額を収入しております。関係市の負担金額は、備考欄へ記載のとおりでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

「6 款 諸収入」は、当初予算額 1,908 万円に対し収入済額は、2,385 万 7,771 円となっております。

10 ページ、11 ページをお開きください。

「6 款 諸収入」のうち、「2 項 1 目 1 節 雜入」には、消防車両の売却代、約 172 万円が含まれております。その他の内訳は、備考欄に記載のとおりです。

「7 款 組合債」は、契約額の確定などにより、最終的に 4 億 1,980 万円を借り入れております。これは、消防ポンプ自動車、指揮車の更新や消防共同指令システム整備のための消防債です。次に、歳出について説明いたします。

12 ページ、13 ページをお開きください。

「1 款 議会費」は、支出済額 320 万 6,086 円です。主な支出は静岡県への視察研修費です。「2 款 総務費」は、当初予算額から 68 万 6,000 円を減額補正し、支出済額は 4,048 万 6,213 円となっております。

14 ページ、15 ページをお開きください。

総務費の支出のうち主なものは、備考欄に記載しておりますが、派遣職員 1 人に対する負担金で、1,051 万 5,516 円となっております。

18 ページ、19 ページをお開きください。

「3 款 衛生費」は、当初予算額から 426 万 5,000 円を増額補正し、支出済額は、1 億 5,052 万 5,760 円となっております。

20 ページ、21 ページをお開きください。

主な支出は、「2 項 清掃費 1 目 し尿処理場費 13 節 委託料」でございますが、支出済額 1 億 502 万 2,933 円となっており、そのほとんどが、し尿処理施設の管理委託料となっております。「4 款 消防費」は、当初予算額から 2,119 万 5,000 円を増額補正するなどし、支出済額は、17 億 5,551 万 2,690 円となっております。主な支出は、備考欄下段の職員人件費 11 億 4,199 万 5,143 円で、内訳は、常勤職員 133 人、短時間再任用職員 5 人です。

22 ページ、23 ページをお開きください。

人件費以外の主な内容につきまして、各節ごとに説明をいたします。

「18 節 備品購入費」は、支出済額 9,820 万 5,437 円です。主な支出内容は、25 ページ 備考欄の下段の「11 消防車両維持管理事業」で、ポンプ車 2 台、支援車及び指揮車の更新費 8,387 万 2,800 円です。

再度、戻っていただきまして、22 ページ、「19 節 負担金、補助及び交付金」は、支出済額が 3 億 7,692 万 6,067 円です。主な支出内容は、25 ページ備考欄下段の「12 通信機器整備事業」のうち、27 ページ備考欄上段の福岡都市圏消防通信指令業務共同運用関係負担金 3 億 4,866 万 2,478 円です。

これで歳出の説明を終わりまして、引き続き「財産に関する調書」を説明いたします。

31 ページをお願いいたします。

「1 公有財産、土地及び建物」につきましては、前年度からの変更はございません。

33 ページをお願いいたします。

「2 物品」につきましては、消防ポンプ自動車 2 台を更新するなどし、総台数 35 台となっております。 「3 基金」については、35 ページ下段をご覧ください。定期預金利息 6 万 4,460 円を積み立て、基金総額 3 億 8,638 万 7,446 円としております。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の「決算に係る主要な施策の成果報告書」の説明をいたします。

成果報告書の 2 ページをお開き下さい。

(2) 岁入決算の表でございます。

決算額は、対前年比 2 億 9,146 万 8 千円の増、116. 0% の 21 億 1,370 万 9 千円となっております。増額の要因は、通信指令業務共同運用システム整備事業などのための地方債の増額、対前年比 1 億 9,310 万円の増によるものです。

(3) 表の歳出決算額は、対前年比 2 億 9,280 万 2 千円の増、116. 7% の 20 億 5,003 万 7 千円となっております。増額の要因は、通信指令業務共同運用システム整備事業負担金の増が主な要因です。

次に 4 ページ「3 一般会計の主要な施策の成果」をお願いいたします。

(1) 議会費の関係では、定例会 2 回、臨時会を 1 回開催したほか、静岡県において視察研修を実施しました。

(2) 総務費関係は記載のとおりです。

次に、5 ページの (3) 衛生費のうち、「①、ア、a 生し尿、浄化槽汚泥搬入量」の表をご覧ください。し尿処理場への搬入量合計は、対前年度比 2,621. 5 トンの減、85.2% の 1 万 5,094. 5 トンとなっています。「b 汚泥処分量」につきましても、対前年度比 98. 3 トンの減、77.3% の 335. 2 トンとなっております。

6 ページをお開き下さい。

消防費関係では、主な事業としまして、中段の福岡都市圏共同運用指令システム工事事業や、消防ポンプ自動車 2 台の更新などを行っております。以下のページでは、消防・救急活動の状況や防火対象物への査察、講習会の実施状況のほか、職員の研修状況などを記載しております。特に、6 ページ下段①警防・救急関係、イ 救急活動の状況について、救急出動件数は、昨年度 6,000 件を超えたところですが、依然として増加傾向にあり、前年比 336 件増の 6,385 件となりました。

次に、7 ページ中段、キの災害派遣状況をご覧ください。

嘉麻市産業廃棄物施設の火災や、九州北部豪雨に伴う甘木への職員派遣を、34 回、延べ 126 人実施いたしました。

これを持ちまして、平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○**桝村議長**

これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 13 番石松議員。

○**石松議員**

決算書 15 ページ上段の公会計制度導入業務委託料約 200 万とありますが、これについては統一的基準に基づく財務諸表の作成の準備を行っていると思います。これについては今年の当初予算の時にも私が進捗状況について質問させていただきまして、その時の答弁では来年の春には公表できるというお話しでしたが、その状況が今進んでいるのか、またあわせてどのような様式を作成、対応しているのかについて 2 点お伺いしたいと思います。

○**桝村議長**

中山総務係長。

○**中山総務係長**

現在の作成状況についてお知らせいたします。28 年度分につきましては、作成が昨年度終わっておりまして、現在、議会の方にはまだ提示できていませんが、ホームページの方で概要版を掲載しております。詳細版につきましてはまだホームページ等には掲載しておりませんが、一般会計と急患センター事業特別会計で、一つ作ったものを最終的に水道会計と連結したものを作成しております。今年度につきましては、本来であれば、決算議会で資料として、お出しするのが一番望ましいと思いますが、現在作成中でございます。恐らく完成が年度末近くになるかと思います。今後については、その作成の期間を短縮して、決算議会等でお知らせできればと思っております。以上です。

○**桝村議長**

石松議員。

○**石松議員**

今の答弁は 28 年度決算データについてはホームページにアバウトな部分を載せております。そして、詳細については、また後日ということで、平成 29 年度の決算については、今作成中だということで、これも今年の 2 月の当初予算審議時に私が質問したときには、来年度平成 31 年度の春ということですが、2 月の審議の時だと思いますけども、そのときには公表ができますというお話だったと思うのですけども、その点はどうだつ

たかということが一つと、先ほど私が 2 つ質問して、どういった様式を作るのかということを聞きました。例えば、貸借対照表や行政コストなど、純資産の変動計算書や資金収支計算書があります。それについてどういう形で作っていらっしゃるのか私はホームページでまだ見てないですからお聞きしたいです。

○**桝村議長**

中山係長。

○**中山総務係長**

失礼いたしました。様式については 4 表で作成をしております。今年度分につきましては、31 年 2 月当初予算の時に、資料として別でお配りすることになると思いますが、お目にかけたいと思います。以上です。

○**桝村議長**

9 番福田議員。

○**福田議員**

し尿処理についてお聞きします。成果報告書の 5 ページを見ますと、年々、生し尿と浄化槽汚泥の管理料が減ってきてているわけですけれども、そして今、組合が持っているし尿処理の清掃工場が曲にありますと、使用期限の延長を過去何度も地元にお願いして今まで来ているわけであります。下水処理の普及と共に、し尿処理がどんどん減ってきた。そして、やがて曲にある清掃工場の役目も終わろうとしているわけですが、ただ、し尿処理というのは完全に 0 にはならないわけで、これをどうにかしなきゃいけないということで、今のところ宗像市、福津市が曲のし尿処理場を返還した後にそれが責任をもって自市で、処理を行うということになっております。

それで、宗像市の方も聞きますと、肃々と段取りをやっているということを聞いております。これはやはり福津市と宗像市とで共同でやっている事業ですから、宗像市が準備整いましたということでやっても、福津市で「まだまだ準備ができていませんよ」と。また、再延長お願いしますよということになったら大変です。行政として信頼を失するところであると思います。従いまして、私は、し尿処理場の曲の施設がきっと期限内に返還できるかどうか。その両市の経済性がしっかりできているのかどうかというところも関連しますので、その辺は、組合長、副組合長から御答弁いただきたいと思います。

○**桝村議長**

伊豆副組合長。

○伊豆副組合長

先日の議会でもお話をいただきましたように、福津と宗像が予定どおりの合意で進むものだと私は理解しております。以上です。

○桝村議長

原崎組合長。

○原崎組合長

曲地区のし尿処理施設つきましては、使用期限は現在協定書で 35 年度末ということになっております。この宗像市ということで答弁されましたが、福津市におきましてもこの協定書どおり再延長はないという方向で、福津市長としても肅々と進めているところでございます。

○桝村議長

他に、4 番、横山議員。

○横山議員

成果報告書の 6 ページでコンビニの AED 事業というのがございますけれど、救急救命の講習とかで「AED を持ってきてください」という講習をされていますよね。中々コンビニにあるというのを知っている人がいないですから、また 49 店舗がどこにあるかが分からないので、その周知方法と、これから先このように増やすという方向性があるのだったらどんな形で周知して、どこにされるのかというのを分かりましたらお願ひします。

○桝村議長

篠原警防課長。

○篠原警防課長

現在コンビニ AED の 49 店舗というのは、24 時間営業をしている店舗に対して、消防本部の方から AED を置かせていただいて、何かあった時にすぐに持ち出せるような方向性で設置をしています。この周知方法につきましては、現在ホームページ上にも掲載をしております。それから、店舗には AED 設置というシールを貼るという方法で周知をしております。それから、管内において行います救命講習等におきましても、コンビニ AED 設置について周知しているというところでございます。以上です。

○桝村議長

横山議員。

○横山議員

出来れば、講習会や自治会の公民館でされた時に、こここの近くにありますというのを周知していただければと思います。

○桝村議長

他に。9番、福田議員。

○福田議員

消防についてお尋ねします。福岡都市圏総合通信指令業務共同運用についてお聞きしたいのですが、当初これを共同運用するという話を聞いた時に、福岡で受けて宗像市のどこか発生している事故に対して瞬時に対応できるのかという心配はありました。心配しているうちに、施設ができ見学もさせていただきました。そしてその運用が始まったわけですが、その運用が始まつて危惧していました緊急に対応する、例えば今まで平均出動と現場到着何分ぐらいだったのが、共同運用の結果、これくらいになったというようなデータがあればお示しいただきながら、この共同運用の現状をご説明していただきたいと思います。

○桝村議長

永島消防長。

○永島消防長

共同運用は平成29年の11月から行っておりまして、今年度が初めて1年の統計がでます。その統計のシステムが、平成29年10月までは、当本部のシステムで統計を出しておりました。共同になってからは、福岡市の統計で出すようになっておりますが、元データが整っておりません。当本部で、平成29年度までに出したデータは、端数切捨てやっております。今回の分については、端数を切り捨てないようになっております。ですので、平成28年度までの救急隊の現場到着時間がかなり遅くなっているという情報は聞いております。

その辺りは共同運用になってからの時間をベースにやっていきたいと思いますし、福岡市の実際の通報の関係は議員さんに見ていただきましたけども、それぞれ担当者の時間制限もありますし、遅延すると別の職員がサポートするというバックアップ体制でありますので、あと具体的に電話回線が若干遠くなった部分は致し方ないのかなと思いますけども、それ以外につきましては全て順調にいっているというふうに福岡市の方から聞いております。もし問題がありましたら、委託業務でやっておりますけども、当本部

からもぜひ通話時間短縮等々に鋭意努力をしてくださいと伝えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○**桝村議長**

他に。11番、末吉議員。

○**末吉議員**

消防についてお聞きしたいと思いますが、人件費を見ておりますと、近年、再任用職員が増加傾向にあると思います。消防力の充実強化の今後という展望を前提にしてお聞きします。再任用職員を消防力強化あるいは充実という観点から考えていく時に、どのような任務配置、あるいは当然再任用ですから、常勤の職員のような任務形態ではないと思います。その点をどのように今後考えられているかお聞きします。

○**桝村議長**

永島消防長。

○**永島消防長**

再任用につきましては、平成28年度で5人、平成29年度5人、平成30年度につきましては6人、再任用職員がおります。来年度につきましては、同様程度の希望が出ております。実情は今のところ大島分遣所に1名、交代制職員を配置しております。退職前に大島勤務しております非常に大島に精通した署員です。

他に通信指令室の方も交代制職員がおります。そちらの職員も退職前にそちらで勤務していたベテラン職員です。等々退職前に、経験豊富な職員をそのまま継続して配属しております。また、大量退職時代も終わってくる時代で、若い職員が増えてまいりました。そういう職員に対しての現場技術の伝承等も含めてお願いしております。

後は健康問題がございます。問題なければその部署で採用を考えております。今後ですが、これも要検討ではございますが、救急件数も非常に多くございます。その中で、例えば、救急救命士の再任用職員にあっては、昼間の転院の件数も多くございますので、そちらの業務をやっていただく。福岡市の方で3年ほど前にやっておる関係で、非常に効果的だというような実績もありますので、今までの実績経験を持った方に後輩のために是非頑張って頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

○**桝村議長**

末吉議員。

○**末吉議員**

2回目に聞こうかなと思っていたことを消防長が答えられました。職員には専門性が

あります。そういう意味では、救急救命士の資格を持った職員を新たに養成する費用と期間を考えると非常に重要。一方で肉体的、体力的にも、退職した後は弱っていくという中で、どれだけ上手に活用していくのかなというのがお聞きしたかった事であると同時に、消防署内のスペースの問題。再任用職員が増えれば増えるほどスペースが手狭になるということは現状としてはあります。そういうものの検討を今後もされていくのか。それともう一つは、救急車の出動の中で、医療機関から医療機関への転送。前もお聞きしたことがあります、かなりありますね。そうした時には一般の疾病や急病人の搬送とは質的に違ってくる。考えようによつては再任用職員でチームを編成して、医療機関からの搬送に対応するなど。多様な今後の対応力というが必要になってくるのではないかと思う。その辺の計画について何か進められていることはありますか。

○桝村議長

永島消防長。

○永島消防長

お手元に配っております消防年報をご参考ください。

こちらが平成 29 年の火災救急統計及び平成 29 年度の消防の実績を記載しております。70 ページの上段のその他の下の表に転院があります。こちらの 642 件が先ほど末吉議員がご指摘された転院搬送の数でございます。これは前年度から増えております。

平成 27 年度におきましては、住民の方に失礼にあたるような言葉を救急車の後ろに、適正利用ということで大きく掲示させて頂いております。そうした効果と前任者の消防長も含め、転院が多い病院の方に足を運んでお願いして、軽減の方に向かっておりました。

管内も高齢化が進んだ関係では若干増えているという状況でございます。

先ほど、救急救命士の資格を持った再任用職員の運用ということでございましたので、現在、転院にあっては、内容によっては医師の管理下にいらっしゃいますので、緊急性はないというようなことがあれば、2 名搬送もできます。そういうところを、再任用職員を配置してあたっていけば、一番直近の救急隊、直近の救急の事故にすぐ行けますので、現場到着時間も早いというようなこともあります。ぜひそこは積極的に再任用職員の方々、これから再任用職員を希望する方は事前に説明をして頑張っていただきたいと思っております。

○桝村議長

他にございますか。9 番、福田議員。

○福田議員

先ほど外薦監査委員からご指摘があった点で消防についてご質問します。平成 29 年度の消防の時間外勤務手当が約 4,000 万出ているわけですが、対前年比にしまして、純増で 700 万円ほど増えている。これは職員さん 1 人あたりの年収に当たるのではないかと。ですから、残業をして過重労働になって事故等起こす可能性もありますので、過重労働を職員に課すよりも一人職員を増やした方がいいのではないかというご指摘がありました。それについてどのような考ておられるかをお聞きしたい。

○桙村議長

永島消防長。

○永島消防長

時間外勤務につきましては、前年度より 776 万 4,608 円の増というふうに決算報告に上がっています。特に詳細に当たっては、平成 29 年度には嘉麻市の火災の応援出動に 43 万 8,000 円、九州北部豪雨に 555 万ほど時間外が出ております。この 2 つにつきましては、県内応援ですので、国からの国庫補助がありません。県外の緊急消防援助隊としての財政支援はありますが、これは先ほどご質問とは別の話になりますけども、非常に出ているというのが実情です。そちらの特別なものを入れて 580 万円ほど前年度は多かったのかなと。特に休暇のことを言われまして、非常に中々回答しにくいということでございまして、4 月 1 日に機構改革を行いまして、福津署、宗像署と本部も含めて、全職員挙げてやっていこうという事になっております。例えば別の課の応援をするとか、本部の職員が署の職員の休暇の応援に入る事も現状としてやっております。昨年 2 月に救急隊の増隊の方もご了解いただきました。そちらの増員の方もしております。

来年 4 月になりますと福岡市の共同運用の応援にいっている職員が 3 名ほど帰ってきますので、少しは緩和できるのかなと。ただどうしても、長期的な応援出動がありますといたし方ないというのが実情でございます。そこは職員も含めて、事務局、組合長にご相談しながらやっていきたいなと思っております。以上でございます。

○桙村議長

他にございますでしょうか。

(なしの声)

○桙村議長

これをもちまして質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

## ○桃村議長

討論を集結します。これより第 23 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○桃村議長

全員賛成であります。よって第 23 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 12、第 24 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部に説明を求めます。力丸次長。

## ○力丸次長

決算書のピンクの 2 枚目のところが特別会計です。急患センター事業特別会計決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。歳入合計でございますが、予算現額 2 億 5,250 万 7,000 円に対しまして、調定額は 2 億 7,359 万 4,334 円、収入済額は 2 億 7,343 万 7,804 円、不納欠損額 3 万 3,760 円、収入未済額は 12 万 2,770 円となっております。予算現額に対します収入済額の比較では、2,093 万 804 円の増となっております。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳出合計は、予算現額 2 億 5,250 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 2 億 5,007 万 7,228 円となりまして、不用額が 242 万 9,772 円生じております。歳入歳出差引残額は、2,336 万 576 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、事項別明細書により、主な決算内容につきまして、ご説明申し上げます。6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入のうち、「1 款 診療収入」は、当初予算額 1 億 9,292 万 5,000 円に対しまして調定額は 2 億 1,936 万 9,358 円、収入済額は 2 億 1,921 万 2,828 円、不納欠損額 33,760 円、収入未済額は 12 万 2,770 円となっております。

「2 款 分担金及び負担金」は、当初予算現、調定額及び収入済額のいずれも同額で、3,658 万円となっております。関係市の負担額は、備考欄へ記載のとおりでございます。

「3 款 繰入金」は、平成 28 年度繰越金が予算額を下回ったことから、その不足分を一般会計から繰り入れるため、536 万円 3,000 円を補正予算で計上いたしました。しかしながら、年度末にインフルエンザが流行し、診療収入が予算額を上回ったことから、繰り入れは行っておりません。

次に、歳出についてご説明をいたします。10 ページ、11 ページをお開きください。

「1 款 急患センター運営費」は、支出済額 2 億 3,567 万 6,168 円となります。主な支

出内訳は、「13 節 委託料」支出済額 2 億 3,302 万 1,896 円で、宗像医師会への急患センター管理委託料となります。

「2 款 公債費」は、地方債の元利償還金としまして、支出済額 1,440 万 1,060 円となっております。以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、成果報告書の 9 ページをお開き下さい。

(2) 歳入決算の合計額は、対前年比 982 万 4 千円の増、103.7% の 2 億 7,343 万 8 千円となっております。増額の主な要因は、診療収入及び負担金の増によるものでございます。

(3) 歳出決算の合計額は、対前年比 410 万円の増、101.7% の 2 億 5,007 万 7 千円となっております。増額の主な要因は、急患センター管理委託料の増でございます。委託料増額の要因は、各種機器等の保守点検料を委託料に移管したこと及び医薬品の購入費を増額したことによるものです。

次に、10 ページ下の方の、5 急患センター事業特別会計の主要な施策の成果のうち、

(2) 急患センター利用状況ですが、受診者数は、1 万 8,314 人で、対前年比 894 人の増、105.1% となっております。

11 ページをお願いいたします。下段の④市町村別患者数では、宗像市 47.4% の 8,680 人、福津市 23.7% の 4,345 人、組合関係市以外の受診率は、28.9% の 5,289 人となっております。これをもちまして、平成 29 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○樋村議長

これより質疑に入ります。ございませんか。11 番、末吉議員。

## ○末吉議員

成果報告書 10 ページの 1 番下段に急患センターの利用状況が明記されております。

受診者数は 1 万 8,314 人。そのうち休日が 1 万 2,570 人、平日が 5,740 人、これは 1 日当たりにしますと休日で 172.2 人、平日で 19.7 人です。急患センターとしてオープンしているのは圧倒的に平日が多いわけですが、1 日平均 172 人でしたら、普通 80 人いれば医療機関は採算が取れる流行っているお医者さんと言われているのですが、休日に 172 人でしたらこれだけで一般的には黒字の医療機関と言えるんですけども、残念ながら平日は平均すると 19.7 人しか対応できていないという現実が非常に厳しいのかなと思います。

質問は、急患センターの職員の配置についてはどういうふうになっているのか。それから 1 日当たり 172 人も来るというのは大忙しですよね、非常に休日は大変と、一方で平日はパラパラとしか患者さんが来られないという状況だと思うのですが、その辺の配置はどういうふうになっているのでしょうか。

○**桝村議長**

中山総務係長。

○**中山総務係長**

まず急患センターですが、内科・小児科とあります。平日につきましては、夜間から深夜、早朝にかけて、医師が1名ずつ、看護師が1名ずつ、受付事務2名が基本的な配置になっております。休日につきましては、連休であるとか、大型連休を除きましては、基本的には昼間、医師は内科が2名、小児科が2名、看護師が2名から4名くらい、受付が2名から4名くらいと少し多めの配置となります。年末年始、盆、ゴールデンウイーク、シルバーウィークにかけましては、医師の増員をさらに行いまして、内科が3名から4名という増員を曜日、連休の続き具合によって配置しております。以上です。

○**桝村議長**

末吉議員。

○**末吉議員**

医師会に対する運営委託料の積算の根拠は休日と平日の診療の濃淡がどういうふうに委託料に反映されているのか。年々委託料が上がってきている根拠として、事務局はどういうふうに捉えて、これをできるだけ抑えようとすれば、委託の根拠となる基準はどこを医師会と厳密に交渉、話し合いをすればいいのかということがわかつてきそうな気がするのですが、その辺はどうですか。

○**桝村議長**

中山総務係長。

○**中山総務係長**

まず基本的な単価につきましては、平日の昼間で基本単価を定めまして、それについては深夜・準深夜で率をかけて、額が変更となっております。基本的な積算は年末年始につきましても若干の割り増しというのをして、単価設定をしております。

○**桝村議長**

神山事務局長。

○**神山事務局長**

委託料につきましては、お医者さん的人件費が主で、お医者さんの確保が重大な問題

となっているところでございます。私どもとしましては、医師会に委託するにあたりましては、確保をお願いする立場になってしまふのですけれども、少なくとも経費の負担増にならないようにという形での交渉をしています。

○**桝村議長**

9番、福田議員。

○**福田議員**

先程最初の方で、救急患者の支払いがされてなくて、その不納欠損をしたわけですよね。例えばアメリカの話で、アメリカだったら交通事故を起こしました。救急車で病院に運ばれる、その人はどういう人か照合するわけです。これで通らなかつたら、お帰りください。それがアメリカの実態ですが、そこまで我々がシビアにしろというわけではないのですけれども。急患センターの不納欠損額から見ると大したことじやない。そうすれば我々も不納欠損処理をしないでいいように、急患センターに来られたら、少なくとも支払い能力をその場で確認して、支払い能力のない方は、そこでお断りするとかそういう対応を今後は考えるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○**桝村議長**

神山事務局長。

○**神山事務局長**

病気になって、治療を求める方には、治療をして、治療費をお支払いいただくということでやっていきますし、今手元に持っていないことであれば、後ほど持ってきてください。それができないようであれば、後程電話、再度訪問して、支払って頂く。少なくともあらあじめ支払い能力を確認してからの治療・受診というのは難しいだろうと私どもは考えております。

○**桝村議長**

福田議員。

○**福田議員**

組合としての考え方ですか。

○**桝村議長**

神山事務局長。

○神山事務局長

私の考えでもありますし、組合としての考えも同じだと考えます。

○樋村議長

福田議員。3回目です。

○福田議員

そのところはもう少ししっかりとルール化された方が良いと思います。死にかけた方を帰せというわけではなくて、この欠損の額から見てもそんなに緊急を必要とするような内容じやないのかなと思いますので、患者さんの状況をしっかりと見ながら、不納欠損が起こらないようにして頂きたいので、もう少しルール化した方がよいのではないかということです。

それから、これは例年言っていることですが、この急患センターの利用者数は、宗像市・福津市合わせて 71%です。あの 29%の方は他の市から来ているわけです。しかも隣の古賀市は 403 人と割合が非常に大きいですよね。ですから、特に多い古賀市からこの急患センターの分担金を人数相当の割合の分は、分担金をいただくように交渉を以前からお願いしていたのですが、今現在やられていますか。状況がどうなのか教えてください。

○樋村議長

力丸次長。

○力丸次長

過去も同じやり取りが議会で何回か行われているということを確認しております。この件につきましては、平成 22 年度に文書その他の申し入れをしております。ただ、当時の組合長も構成団体ではない、市民の理解を得られないとかいう理由で、実現してないことがあります。今後何らかの情報を古賀市、利用されている構成市等には伝えられたらと思っております。以上です。

○樋村議長

3番、岡本議員。

○岡本議員

運営業務委託料が診療収入の額を上回っているということに関してですが、昨年と変わらずという監査委員会の意見が残されていますけど、この診療収入の額を運営業務委託料が上回っているというところは今まで見直されてきているのかということと、具体

的にこれから契約内容のどういうところを見直す予定があるのか伺いたい。

○桝村議長

安部総務課主幹。

○安部総務課主幹

急患センターの運営につきましては、経営面で考えると非常に難しいというところがございます。そもそも急患センターは公的な医療機関として、一般の医療機関が開いていない時カバーをするということが大きな役目でございまして、その時間帯においてになる患者さんを引き受けるという役割でございます。一つは患者さんを増やす増やさないというのがこちらの意図としてはできないところではございます。体制を構えていて、そこに患者さんがいらっしゃるところでその治療を引き受けるというところでございます。その増減は、その年の例えばインフルエンザでございますとか、流行性のいろんな病気、あるいは気候等によって、患者さんの増減がございますけれども、それを増やせという意図はこちらで働くことはできません。極端な話でございますけれども、患者さんが 0 であっても、これだけのお金はかけて開けておくというのが急患センターの基本の姿勢だろうと考えております。経費の方を見てみると、主に医師・看護師・受付の人事費がほとんどを占めております。ここは、例えば医師の報酬を見ますと、近隣あるいは久留米大学から協力いただきながら、両大学勤務の先生方のお時間を割いて、無理に来ていただいている状況でございますので、それを削減するというのは非常に難しいところでございます。

ということで、そもそもそういう機関であるということをご理解いただいて、当然いろんな経費の削減はしていかなくてはいけませんけれども、非常に難しい部分の削減になろうということをご理解いただきたいです。

○桝村議長

5 番、伊達議員。

○伊達議員

急患センターにつきまして、うちの孫もお世話になつたりして非常にありがたい施設だと認識しているところでございます。子育て中のお母さん方から時々質問があって、平日の開業時間ですが、19 時半から翌日の 6 時までということになっていると思いますが、普通の開業医さんだと大体平日は 18 時までとなっておりまして、19 時半まで 1 時間半の空白があると、ここで大変な目に合うんですよと 4, 5 日前にお母さんから話がありまして、どうしてそこの空白があるのか聞いてほしいということだったんで

すね。そこの改善とかする検討はなされないのでしょうか。

○桝村議長

安部総務課主幹。

○安部総務課主幹

今のご質問いただいた内容は、以前にも議会で質問として出されたことがございます。確かに1時間程度の空白がございます。一つは先程申しましたように、先生を確保するのが非常に難しい中で、1時間繰り上げてこちらに来たいただくというのが非常に厳しい。お勤めの両大学病院から時間を割いてきていただくのが非常に難しいところでございます。それと確かに1時間ですが、1時間でそれほど悪いなら、もっと早く来てほしいというのが実情としてはあります。ここまで悪くなって来るのかという先生方も非常に心配されるケースがあるようですが、そこは病気ですから何とも言えませんけれども、1番の原因は先生の確保というところで非常に難しいと。検討は過去にもしたことがございますけれども、やはりそこは厳しいところなので今の状態となっております。以上です。

○桝村議長

9番、福田議員。

○福田議員

この繰越金についてお尋ねしたいのですが、まず負担金が福津市・宗像市両市から、昨年が2,800万程度で今年は3,658万円に管理料が上がったという説明が先程ありましたが、大幅負担金の増になっている。しかしながら平成29年度決算を見ると2,336万円を繰越しますよという話です。これだけ負担金を上げて2,336万円繰越すのであれば両市に返すべき。ここに投与してどうするのかということですね。

企業会計だったら別です。内部留保がいると、企業活動のために。ここは急患センターですから、特別会計ですけれども1年1年の收支を余ったら分担金を両市に返すというのが私は正しい考え方だと思います。なぜこのようなことを言うかというと、今年の宗像市の一般会計、歳入歳出、歳入がいわゆる地方交付税がどんどん減っているわけですよ。合併してから10年経ちました。合併後の交付税の算定ということで減っているわけですよ。これがどこまで減るかというと分からぬというわけです。これからは、先が厳しいと10年後20年後を見た時にやっぱり市の財政は厳しくなるだろうから、これからはやはりいろんな所を見直しますという話ですよ。いわゆるこの分担金もそうですよ。組合に払っている分担金も当然見直していかないといけませんよねという指摘をさせていただきましたけれども、宗像市の一般会計では。いつまでもあると思うな親と

金というじやないですか。いつまでもあると思うな分担金ですよ。これだって、両市は財政が厳しくなったら、分担金を当然減らしますよ。そうした時に、去年の分担金がいきなりボーンと上がって、そのところはきちんと医師会の方とも分担金がこれだけ上がるというのをある程度精査されていると思いますけれども、これからもっともつと厳しく精査していかないと、今までみたいに言えば両市から分担金をもらえる。余ったやつは繰り越すではなく、繰越金が生じたときには、分担金を両市に返すということを考えているかどうか、そのところをお願いします。

○桃村議長

神山事務局長。

○神山事務局長

福津市と宗像市で運営している急患センターでございます。毎年繰越金ということで昨年度の剰余金を繰越して、その年の会計に充てるということでございますが、当然予算の余った時には、負担金は減ることになろうかと思いますし、また、今ある 2,300 万を返すかどうかというのは今年の決算、それこそこれから診療報酬が入る部分が少なくなるのか、去年はたまたま多くなりましたけれども、今年は幸いなことですがインフルエンザ等が無くて、受診される方が少ないということであれば、診療報酬が少なくなつてしまりますので、委託料はそのままあるのですが、その都度構成市と話し合い、検討しながら、予算組みをしているというところでございます。以上です。

○桃村議長

他にございますでしょうか。

(なしの声)

○桃村議長

無いようですので質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

○桃村議長

討論を終結します。これより第 24 号議案について採決を行います。  
本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○桃村議長

全員賛成であります。よって第 20 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 13、第 25 号議案「平成 29 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部の説明を求めます。石松経営施設課長。

## ○石松経営施設課長

第 25 号議案 「平成 29 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」お手元の決算書に基づきまして説明申し上げます。

決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。まず、歳入合計では、予算現額 8,458 万 9,000 円に対しまして、収入済額が 7,817 万 8,163 円で、予算現額と収入済額との比較で 641 万 837 円の減となっております。

4 ページ、5 ページをお願いします。次に、歳出合計では、予算現額 8,458 万 9,000 円に対しまして、支出済額が 7,812 万 3,427 円、不用額が 646 万 5,573 円生じております。歳入歳出差引額は 5 万 4,736 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、6 ページ以降の事項別明細書により、主な決算内容につきまして、説明いたします。まず、歳入でございますが、1 款の事業収入は、調定額 1,346 万 6,802 円に対しまして、収入済額は現年分が 1,308 万 1,825 円、滞納分が 16 万 8,052 円で、計 1,324 万 9,877 円でございました。

不納欠損額につきましては、先ほど報告第 2 号で説明をいたしました 1 万 5,885 円でございます。収入未済額につきましては、現年度分 12 万 9,619 円、滞納分 7 万 1,421 円、合計で 20 万 1,040 円となっております。

2 款 分担金及び負担金 21 万 6,000 円は、水道利用加入金でございます。

4 款 繰入金 2,542 万円につきましては、赤字補填も含め、宗像市から繰入したものでです。

5 款 繰越金 1,617 万 7,586 円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

6 款 諸収入 1 万 4,700 円につきましては、給水装置工事設計審査手数料でございます。

7 款 組合債 2,310 万円につきましては、簡易水道事業債でございます。

次に、歳出につきまして、説明申し上げます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目、簡易水道管理費、13 節委託料でございますが、支出済額は、2,063 万 9,327 円で、主な内容としましては、北九州市への包括委託料 1,986 万 1,865

円で、浄水場の電気代や配水管等の修繕費などである需用費、水質検査等の役務費、配水施設の管理等の委託料などでございます。

2 款、1 項、1 目、簡易水道事業費の 13 節委託料は、支出済額が 340 万 2,000 円で、水源施設整備の測量設計委託費でございます。15 節工事請負費は前年度分も含め、支出済額が 3,667 万 8,960 円で、水源施設整備工事費等でございます。

12 ページ、13 ページをお開きください。

3 款 公債費の支出済額 1,710 万 5,960 円は、組合債にかかる償還金及び利子でございます。なお、本会計の決算状況及び主要な施策の成果として、「決算に係る主要な施策の成果報告書」の P13、P14 に掲載しておりますので、併せてご覧願います。

以上で大島簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

#### ○桃村議長

これより質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

(なしの声)

#### ○桃村議長

では質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声)

#### ○桃村議長

討論を終結します。これより第 25 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

#### ○桃村議長

全員賛成であります。よって第 25 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 14、第 26 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部に説明を求めます。石松経営施設課長。

#### ○石松経営施設課長

第 26 号議案を説明いたします。「平成 29 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お手元の決算書に基づき、説明いたします。

決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、歳入合計では、予算現額 982 万 3,000 円に対しまして、収入済額が 911 万 1,829 円で、予算現額と収入済額との比較で 71 万 1,171 円の減となっております。

4 ページ、5 ページをお開きください。次に、歳出合計では、予算現額 982 万 3,000 円に対しまして、支出済額が 911 万 1,392 円で、不用額が 71 万 1,608 円生じております。歳入歳出差引額は 437 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして、6 ページ以降の事項別明細書により、主な決算内容につきまして、ご説明申し上げます。6 ページ、7 ページをお開きください。まず、歳入でございますが、1 款の事業収入は、調定額 147 万 6,871 円に対しまして、収入済額は、147 万 4,718 円で収入未済額は 2,153 円でございました。主な内訳は使用料が現年分で 147 万 1,970 円、滞納分が 648 円などで、計 147 万 4,718 円でございました。

3 款 繰入金 763 万 6,000 円は、赤字補填も含め、福津市から繰り入れしたものでございます。

4 款 繰越金 1,111 円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。10 ページ、11 ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目、簡易水道管理費 13 節 委託料でございますが、支出済額は、686 万 7,561 円で、主な内訳としましては、北九州市への包括委託料 657 万 347 円で、浄水場の電気代や配水管等の修繕費などである需用費、水質検査等の役務費、配水施設の管理等の委託料などでございます。3 款 公債費の支出済額 223 万 5,590 円につきましては、組合債にかかる償還金及び利子でございます。なお、本会計の決算状況及び主要な施策の成果として、「決算に係る主要な施策の成果報告書」の P14、P15 に掲載しておりますので、併せてご覧願います。以上で、本木簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

## ○梶村議長

これより質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

(なしの声)

## ○梶村議長

質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声)

## ○桃村議長

討論を終結します。これより第 26 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○桃村議長

全員賛成であります。よって第 26 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 10、号第 27 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算認定について」を議題とします。執行部に説明を求めます。石松経営施設課長。

## ○石松経営施設課長

第 27 号議案を説明いたします。

第 27 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

まず、(1) 収益的収入及び支出について、でございます。収入の表の予算額の合計欄をご覧ください。水道事業収益は 34 億 4,112 万 6,000 円の予算額に対しまして、決算額 34 億 6,926 万 2,289 円で、2,813 万 6,289 円の増となっております。収入の内訳は、以下のとおりでございます。

次に、下の、支出の表の水道事業費用につきましては、予算額合計欄の 28 億 9,330 万 3,000 円に対しまして、決算額 28 億 3,297 万 173 円で、不用額は 6,033 万 2,827 円となっております。支出の内訳は、以下のとおりでございます。

次に、4 ページ、5 ページをお開きください。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は、予算額、合計欄の 12 億 734 万 9,000 円に対しまして、決算額 12 億 1,538 万 5,041 円で、803 万 6,041 円の増となっております。収入の内訳は、以下のとおりでございます。

次に、資本的支出では、予算額合計欄の 19 億 8,493 万円に対しまして、決算額 19 億 1,921 万 2,776 円で、不用額は 6,571 万 7,224 円となっております。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対し 7 億 382 万 7,735 円不足することとなりますので、この不足額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,923 万 8,579 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 7,708 万 5,251 円などの補てん財源で補てんいたしております。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。平成 29 年度の損益計算書でございます。まず、営業利益といたしましては、8,872 万 1,390 円となっております。次に営業外利益は、5 億 1,198 万 2,910 円となっており、営業利益と合わせて、経常利益が 6 億 70 万 4,300 円となります。特別利益としまして、過年度損益修正益が 1,260 円となっております。特別損失としまして、4,781 万 4,640 円、となっております。したがって、当年度純利益は 5 億 5,289 万 920 円となります。

次に8ページ、9ページをお開きください。上段の剰余金計算書でございます。当年度の主な変動としましては、利益剰余金のうち、通り堂・若木台配水池解体費として建設改良積立金を9,019万1,000円取り崩しいたしまして、平成29年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と併せて16億1,613万4,166円となりました。この未処分利益剰余金16億1,613万4,166円につきましては、8ページ下段の「剰余金処分計算書」に記載しておりますとおり、その剰余金の内、条例第7条に定められた率であります当年度純利益の1/20の額2,770万円を減債積立金として積立し、15億8,843万4,166円が翌年度への繰越利益剰余金となっております。

10ページ、11ページの貸借対照表をお開きください。まず、資産の部の固定資産の項目でございますが、有形固定資産と無形固定資産および投資の合計額341億4,816万3,112円に、流動資産の合計額56億621万1,044円を加えた、397億5,437万4,156円が資産合計でございます。流動資産のうち未収金6億6,960万4,994円の主な内訳は、国庫補助金4億200万1,000円、下水道使用料等徴収事務委託料1億2,920万6,088円、水道使用料8,493万9,298円などでございます。

負債の部でございますが、固定負債合計が33億8,345万813円、流動負債合計が12億9,833万9,794円、繰延収益合計が90億946万2,989円で、負債合計は、136億9,125万3,596円でございます。次に資本の部でございますが、資本金合計といたしまして203億6,151万5,206円、剰余金合計につきましては、57億160万5,354円で、資本合計額は、260億6,312万560円であり、負債資本合計額397億5,437万4,156円となり、資産合計額と同額となっております。

以上で決算書の説明を終わらせていただきまして、引き続き決算付属書類について、説明申し上げます。決算付属書類、12ページの水道事業報告書をお開きください。総括事項でございますが、平成29年度の水道事業は、水道広域化施設整備事業等の国庫補助事業を有効に活用いたしまして、事業を進めました。まず、一般改良事業としまして、地島地区送水管布設替工事等の送水施設更新事業、宗像・福津市域の配水管布設替工事等の配水施設更新事業を実施しました。また、拡張事業としまして、宗像・福津市域の配水管布設工事等の配水施設拡張事業を実施いたしまして、水の安定供給及び水道施設の拡充に努めました。次に、給水状況でございますが、本年度の管内給水区域内人口は、前年度に比べ1.2%増の15万6,835人、このうち、給水人口は1.4%増の13万8,459人、また、給水普及率は0.2ポイント増の88.3%となっております。

年間の総配水量は、前年度に比べ1.3%増の1,326万9,864m<sup>3</sup>であり、有収水量は1.7%増の1,203万9,761m<sup>3</sup>となっております。このうち宗像市域で728万5,285m<sup>3</sup>、福津市域で475万4,476m<sup>3</sup>、全体の有収率は、0.3ポイント増の90.7%となっております。使用者からいただいております1m<sup>3</sup>当たりの平均単価、つまり供給単価でございますが、税抜で206.34円、水道水を1m<sup>3</sup>作るのに必要とする経費であります給水原価は、税抜で186.72円となっております。

13ページをお開きください。議会議決事項でございますが、これは平成29年度議会におきまして、水道関係の提出議案の件名と議決年月日を掲載しております。次の行政官庁許認可事項でございますが、平成29年度内において福岡県知事等に対して認可申請し認可を受けたものを記載しております。

14ページをお開きください。職員に関する事項につきましては、平成29年度末で正

職員が 2 人、再任用短時間職員が 3 人、計 5 人が従事しております。なお、この人数に派遣職員数は含まれておりません。中段から 15 ページにかけて、平成 29 年度に実施した 2,000 万円以上の建設工事について記載しております。17 ページをお願いいたします。中段と下段の表でございますが、平成 29 年度の現年度分及び過年度分の給水収益の収納状況を掲載しております。現年度分では、調定額 26 億 8,278 万 792 円に対しまして、収入済額 26 億 587 万 2,974 円で、差引き 7,690 万 7,818 円が未収入額となっており、収入率は 97.1% となっております。なお、この未収金につきましては、平成 30 年 8 月末現在では、339 万 7,080 円となっております。過年度分では、調定額 8,110 万 2,759 円に対しまして、収入済額 7,307 万 1,279 円で、差引き 803 万 1,480 円が未収入額となり、収入率は 90.1% となっております。また、全体の収入率は、平成 28 年度が 97.0%、平成 29 年度は 96.9% となっております。

18 ページをお願いいたします。事業費に関する事項を掲載したものです。計の額を比較しますと、前年度に対しまして 8,352 万 8,594 円の増となっております。この内、減額となったものの主な内容は、配水及び給水費では配水管の漏水修繕費の減少や、総係費では派遣職員負担金が減ったことによるものなどございます。また、増額となった主な内容は、原水及び浄水費では雨量が少なかったため取水の動力費が増加したこと、北九州市からの受水量が増加したことによる受水費の増加によるもの、減価償却費では近年、施設の更新及び拡張事業が増えているために増額となったものでございます。

また若木台・通り堂配水池を解体し除却したため、特別損失が発生したことなどでございます。

19 ページをお願いいたします。

(1) 重要契約の要旨でございますが、工事関係以外の 2,000 万円以上の契約のものを掲載しております。中段の企業債でございますが、財務省財政融資資金等からの借入残高が平成 29 年度末におきましては、33 億 374 万 4,635 円となっております。一時借入でございますが、本年度中の借入は行っておりません。

20 ページをお願いします。ここは、消費税計算のために必要な、他会計負担金等の用途の特定につきまして掲載しております。

次に、21 ページのキャッシュフロー計算書でございますが貸借対照表や損益計算書と併せまして、経営活動に伴う資金収支を明示するものであります。最下段「資金期末残高」は 48 億 8,039 万 4,089 円となっております。

22 ページから、収益費用の明細について、28 ページから資本的収支の明細について、節単位で掲載させていただいております。なお、金額は税抜となっております。

このなかで、北九州市への包括業務委託料は、24 頁 収益的支出 1 款 1 項 1 目 16 節 委託料のうち 2 億 5,431 万 5,963 円、2 目 16 節 委託料のうち 2 億 4,725 万 120 円、25 頁 4 目 16 節 委託料のうち 8,447 万 5,981 円、26 頁 30 節 負担金のうち 1 億 7,378 万 5,298 円、5 目 16 節 委託料 1,175 万 9,878 円、29 頁 資本的支出 1 款 1 項 8 目 30 節 負担金のうち 9,825 万 926 円となり、合計 8 億 6,983 万 8,166 円となっております。

31、32 ページをお開きください。固定資産の明細書でございますが、先程 10 ページの貸借対照表で、平成 29 年度末の固定資産の状況は報告しましたが、この明細書は年度中に発生しました固定資産、並びに減価償却の増減についての一覧でございます。

33、34 ページをお開きください。注記を掲載しております。財務諸表を作成するため

の基準及び手続きを掲載しております。

最後に、35 ページから、企業債の明細でございまして、借入時点の団体別、借入先別に掲げさせていただいております。以上で、「平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算」につきまして、説明を終わらせていただきます。

本日の配布資料といたしまして、第 25 号議案から第 26 号議案に関する資料といたしまして、包括委託と比較表を配布しておりますので、合わせてご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

#### ○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑どうぞ。13 番石松議員。

#### ○石松議員

決算書類の 24 ページの収益的支出で 1 款 1 項 1 目 16 節の委託料の中で北九州包括業務委託の中で、委託料というのが 9,500 万円強あがっております。この中に久末ダムの維持管理料が 700 から 800 万円計上されているかと思います。その正確な数字を教えて頂きたいというのが 1 つ。

合わせてこの久末ダムにつきまして、今年の 2 月の全協や定例会での審議でも相当の議論があったかと思いますけれども、水利権の問題があります。いわゆる来年、平成 31 年の 3 月末をもって水利権は消滅する予定である。これについては、今の組合長であります原崎市長の方からは何とかこの水利権の延長等の努力をしていきたいと決意表明もございました。その点についてどういった状況にあるのかご説明いただきたいと思います。

#### ○樋村議長

神山事務局長。

#### ○神山事務局長

久末ダムの管理費につきましては、少しお時間いただきたいと思います。

水利の状況につきましては、今ご質問にあったように 2 月当初予算、水道ビジョンの時に久末ダム、浄水場は廃止する予定であるというような形を水道ビジョンで予定しております。また、来年 3 月 31 日をもちまして、上水における水利権は消滅するという状況は変わっておりません。そして今のところ、引き続き相談するところでございます。委託料については、少しお時間をください。

#### ○樋村議長

石松議員。

## ○石松議員

委託料はメモで頂ければいいかなと思っています。委託料については恐らく 750 万円前後だと思いますのでメモでもいいです。

水利権のことをおっしゃいました。これは原崎組合長が 2 月の定例会の段階では水利権には非常に強い関心をお持ちで、継続の方向で県とも交渉したいという強い決意を私は理解しておりますけれども、原崎組合長もいらっしゃいますけれども今の事務局長の答弁でよろしいのか、補足や追加があればお願ひしたいと思います。

## ○桝村議長

原崎組合長

## ○原崎組合長

大枠は宗像市、福津市で行っております水道事業を事務組合としての昨年議会にもお示しいたしました 2017 ビジョン水道ビジョンの中にありますように、この水道事業に供さなくなった施設につきましては構成市に返すということが述べられております。そして既に平成 27 年で切れる予定でありました、県が管理しております上西郷川の水利権が 3 年の延長ということで 3 月に水利権が切れるということでございます。

2 月にこの場で副組合長として述べましたのは確かにそのとおりでございます。また、福津市の議会の方で申し上げましたけれども、この事務組合で行っております水道事業としての久末ダムの管理につきましては福津市に戻すと。一方水利権というのは県が管理しているものです。取水権というはいろいろ調査していきますと、県とも協議しておりますと、他にもいろいろな取水権があります、ですが現在宗像地区事務組合、宗像市・福津市が行っております水道事業の中で、すでに東部浄水場が廃止されておりますけれども、久末ダムが復活する事はございませんので、このまま取水権はなくなりますけれども、その後久末ダムも福津市に返ってきて、県の管理河川ではありますけれども、市が管理しています上西郷川の取水権につきましては福津市の問題といたしまして、検討、可能性なども含めて調査させていただいている状況でございます。

## ○桝村議長

石松議員。

## ○石松議員

3 回目ですから簡潔に質問したいと思います。そうしますと来年平成 31 年度の組合議会での当初予算が今の組合長又は事務局の答弁等々総合をして言い換えをすれば、いわゆる来年度予算には、ここの項目の久末ダムの維持管理、久末ダム自体、東部浄水場の資産についても除外するという理解を私たち議員は思っていてよろしいかどうかを最後

にお聞きしたいと思います。

○桝村議長

来年度予算のことですね。神山事務局長。

○神山事務局長

事務局的にはその様な方向性で行きたいと思いますけれども、やはり構成市との話し合いもございますので、皆様にどういう形で提案できるかはこれから検討していきたいと思います。

○桝村議長

他に。11番、末吉議員。

○末吉議員

決算の収支を見ておりますと、事務組合の水道事業としては、福津市をはじめ宗像市も若い層が家を建てられるということで、給水人口が増えている。近隣市町でいうと水事業が減少傾向であるのに、この宗像地区事務組合の水道事業はむしろ増えているというところで特異です。それに関して、加入金も前年度に比べて2,100万。

給水収益としても4,000万、合わせて6,000万の増収になっている。でも、先程決算の純収益でそんなに前年度に比べて大きく収益が膨らんだわけではありません。一方では北九州に対する原水及び浄水費が昨年に比べて2,700万増えています。これは恐らく、給水単価、原水単価そのものが値上げされたということが大きく影響していると思うのですが、この傾向は今後事務組合としてはどういうふうに分析されているのか。実際給水が増えて、加入金が増えて利益が上がれば、水道料金を下げてもいいわけですよ。

両市の水道加入者に還元するために。でも結果としては、今年度決算によるとそれができない状況になっているわけです。その分北九州市に昨年に比べて4,457万3,000円も余計払っているわけですね。今日いただいた資料でそういう数字が出されている。

これについて事務局として、今後どういう考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○桝村議長

休憩します。再開は15時とします。

(休憩)

○桝村議長

休憩前に引き続き、会議を行います。先ほどの末吉議員の質問に対する回答です。石

松経営施設課長。

#### ○石松経営施設課長

先ほどの末吉議員の質問の回答の前に、先に石松議員の方から言われました久末ダム浄水場関連の維持管理経費の費用に関してですが、トータルで約 670 万円支出をいたしております。

それから、末吉議員に対してのご質問です。配布しました比較表の浄水費の中で 2,700 万円増えている件に関しまして、北九州市からの費用が増えているのではないかというお尋ねでしたが、こちらの方に北九州市の方から日量 1 万 3,000 トンとなりますが、こちらの単価は平成 28 年、29 年度、単価は変わっておりません。その費用に関しましては、包括委託料の中には入っておりません。

増えた要因につきましては、堅山の方から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。

#### ○桝村議長

堅山施設係長。

#### ○堅山施設係長

お手元の包括委託費比較表の方をご覧ください。こちらの方が包括委託費に係る費用の予算科目をまとめたものになっております。水道会計の方で、原水及び浄水費等書いておりますが平成 29 年度で 2 億 7,466 万 1,240 円。平成 28 年度につきましては 2 億 4,750 万円 4,657 円。原水及び浄水費で 2,700 万円ほどの差が生じております。

こちらの下の方をご覧いただきますと、そのほか資本的支出の 1 番下のところで一般改良費事務費で 1,196 万 648 円差額が生じております。

主な増額要因としてはこの 2 点になりますが、原水及び浄水費につきましては、多礼浄水場の汚泥脱水機、自家発電用ディーゼルエンジンの修繕の増額及び配水量の増及び配水区域を切りかえたことに伴う動力費の増額によるものです。こちらにつきましては、直営であってもこの金額が増える形になります。また、1 番下の事務費で 1,200 万増えておりますが、こちらにつきましては、国庫補助事業等、事業費の拡大に伴いまして、平成 28 年度が国庫補助事業 6 億 5,000 万。平成 29 年度は約 10 億 5,000 万円というふうに、事業費の拡大に伴いまして、事務負担金の増額となったものでございます。ですので、給水単価等、北九州市から高い水を買っているという試算によるものではございません。以上でございます。

#### ○桝村議長

末吉議員。

## ○末吉議員

その説明はよくわかりました。違う観点からお聞きしたいのですけども、本事務組合が北九州市に水道事業の包括委託する上で、第一に挙げられたのは、やはり将来にわたっての技術力の継承ということが一番の眼目、テーマでした。その背景には、かつての水道企業団の職員が、順次退職していったということも背景にあるわけですけども。そこでお聞きしたいのは、北九州市に包括委託した後、北九州市の予算を見ると、宗像地区事務組合の水道事業に関する委託をうちから北九州市が受けた金額から約4,000万円管理費としてとった残りをウォーターサービスに発注している。予算書を見るとそういう図式です。お聞きしたいのは、技術の継承と言っても、ウォーターサービス株式会社の職員が、実質上、事務組合の水道事業に関わって来ているわけです。この職員が技術の継承していく大きな力を狙っていくことに実態的にはなっておりまます。

そこでお聞きしたいのは、ウォーターサービスから派遣される職員が、この1年間継続して、本当に勤務しているのかとか、途中で次から次へと人が変わっているのではないかというふうに、心配してないんですけどもその辺はいかがでしょうか。

ウォーターサービスとして技術の継承を図っていく上での技術職員配置がきちっと提供されているのかどうかということをまずお聞きしたい。

## ○桝村議長

安部総務課主幹。

## ○安部総務課主幹

今、ウォーターサービスの人員は、27人いらっしゃいます。管理監督をされる部長以下27人でこちらの現場を回していただいております。4月に人事異動がございまして、その時に、座席表なり一覧表いただきまして、それから半年経つわけでございますけども、今のところ変わった方、情報もいただいていませんし、顔ぶれもずっと同じ方でございますので、異動は半年間なかったと思います。ただ4月にはいろんな事情で出入りがあったことは確かでございます。以上でございます。

## ○桝村議長

末吉議員。

## ○末吉議員

私が一番聞きたかったのは、昨年1年間正式に包括委託始まったばかりで、職員としてはウォーターサービスとしても初めて。そこに来た職員、技術職員含めて、4月で人事異動がありましたというお答えですけど、27人のうち、何人人事異動で変わったので

すか。

### ○桃村議長

安部総務課主幹。

### ○安部総務課主幹

細かく誰が何人という情報を持ち合わせていません。今年4月で2年経っております。一応定年もございまして、定年退職で何人かは辞められてその代わりに入られたということも聞いておりますし。増員をなされている。当初は25人だと思いますが、今27人になっておりますし、年齢的にも、多少若返ったというふうに理解しております。以上でございます。

### ○桃村議長

末吉議員。

### ○末吉議員

ウォーターサービスについて技術の継承になっていくのは実質ウォーターサービスとして派遣されてくる技術職員にかかっているわけです。追加の工事を発注しても設計変更するのはウォーターサービスから派遣された技術職員が設計するわけです。でも、入札に関しては、事務組合の管轄になりますけど、技術的なものについてはウォーターサービスの職員にかかっているわけです。その職員が定着せずに次から次にもし変わるとすれば、重大な問題ですよ。

なぜそのように言うかと言うと、実は包括委託を北九州市でする中で、これはもう予測したことですけれども。福津市さんはよくわかりませんけど、宗像市の下水道関係の技術職員の状況が非常に将来に対して危うい。そういう現状がすでに出てきた。

うちの下水道事業に関して3件も。厚労省の水道の単価と、国交省の下水の単価の違いを技術職員が十分に把握せずに発注、入札をかけている。業者さんから逆に指摘されている。そういう技術レベルに将来危惧するような問題が起き始めている。

両市の技術職員の確保というのは、単に水道事業だけの問題に限らなくなってくる可能性が非常に強いということです。先程の質問の趣旨は、ウォーターサービスから派遣されてくる技術職員がきちんと配置されて技術の継承に応分の役割や責任を果たしていくという体制が保証されているのであれば、当初の目的であった技術の継承、技術職員を育成していくという目的を達成できるかもしれない。そういうことをちらっと聞きました。

もっと言うならば、北九州市で水道関係の職員だった人に話を聞きますと、要するに、再任用で行くよりもウォーターサービスで働くのは条件が悪いと。北九州からこちらに

中で、責任は負わされる、給料は安い。宗像市から委託を受けた中で 4,000 万円管理ということで抜いてウォーターサービスに発注しているわけなので。どこを減らすかといえば、人件費を減らしているのです。そういう現状が包括委託の中にはあるということを前提に、正副組合長と両市の技術職員の確保の問題も含めて、検討すべきじゃないかなというふうに思います。ウォーターサービスからこの技術職員の問題をもう少し他の議員にも理解できるように説明をお願いします。

○梶村議長

そこまでの質問でよろしいですか。付け加えることはよろしいですか。では回答をお願いします。神山事務局長。

○神山事務局長

私共、包括委託を北九州市にしているところです。北九州市がウォーターサービスに任された、ということです。実際に平成 28 年度から北九州市の職員で管理監督する職員は変わっておりません。

それについては、北九州市本庁の部長・局長等と話し合いながら、そこの要の部分はしっかりと握んでいるというふうに思っております。しかしながら、これも北九州市の人事になりますので、同じ個人というふうには参りませんが同等の職員が配置されるものと思っております。また、ウォーターサービスにつきましても、仕事をそれぞれ持っていますけれども、それぞれの知識をもとに、北九州市、またわからないところは私たちの指導受けながらやっております。今のところ、私どもはそういうことを心配はしていない事を報告申し上げます。

○梶村議長

他に。9 番、福田議員。

○福田議員

有収率についてお尋ねします。今年が有収率 90.7% になっています。過去 5 年間の有収率はどうだったかっていうことを教えてください。

○梶村議長

青谷経営施設課主幹。

○青谷経営施設課主幹

5 年分の有収率は手元にないですが、3 年分ございますので、お答えさせていただきたいと思います。平成 27 年度は 90.2%、平成 28 年度は 90.4%、今回の平成 29 年度は

90.7%でございます。

○**桝村議長**

福田議員。

○**福田議員**

徐々に有収率が改善されているということがわかったわけですが、向上で歩留りで例えると、100%のものを作ったつもりが90.7%しか完成品ができなかつたということ。 実際には90.7%の水しか料金回収できなかつたということですから、これは非常に経営的に見れば無駄になるわけですね。ですから、これをいかに上げるかというのは、経営の効率化を図るべきでは重大なことだと思うのですが、有収率を上げるための組合として取り組みは何かなされているか教えてください。

○**桝村議長**

堅山施設係長。

○**堅山施設係長**

有収率を上げるために改良工事として、現在、補助工事等で、配水管の入れ替えを行っております。また、定期的に監査の中で有収率等を確認しながら、区域毎の有収率を把握して、その分析に努めています。また、毎年漏水調査を行いながら特に有収率が低いところに対しまして、調査を行って先行して、漏水の防止等に努めています。以上です。

○**桝村議長**

福田議員、3回目です。どうぞ。

○**福田議員**

改良を早くしないとせっかく作った水がどこかに漏れているということです。有収率を上げるのは非常に経営的にも大事なことです。昨年この組合で静岡県浜松へ視察にいきました。そこで、95%ぐらいの有収率を超えて管は寿命が40年以上で老朽化していました。でも何でこんなに有収率がいいのか聞くと、古い管のところを実際継ぎ目がわかれますから、ある程度そのところ程度予測して、継ぎ目のところから漏れている。その継ぎ目のところにきちんとジョイントをかませることによって老朽化した鉄管を長く使えるという現場を視察させていただいた。こういう事例をぜひ本市でも取り組んでいるかどうか、積極的にやっていただきたいというふうに思います。これが1点の質問です。

それから有収率を図るための、流量計が正確に流量を測れないと、現在有収率がどうかということもわかりません。まずもって有収率が 90.7% あるのかどうかという正確に把握する上では大事なことです。流量計の精度に対する取り組みをどう考えるか 2 点目の質問です。

もう一つ、利益剰余金 4 億 6,000 万円あります。公営企業会計ですから当然内部留保して将来の設備投資に充てる、いわゆる老朽化した管も将来布設替えする。そういうコストがかかるから、そのためにお金が必要で内部留保も結構です。但し、あまり持ち過ぎて、内部留保だけしても、こういう有収率を上げるというのは歩留まりをよくするわけですから、経営が改善できる訳です。内部留保のお金をどんどん先行投資をして、そして、漏水をとめる。そうすると歩留まりが上がる。さらに経営が改善できるわけです。そういう意味でも剰余金が貯まりました、内部留保が貯まりました、お金持ちになりましたということでは、私はお金を有効活用しているということにはならないです。折角あるわ�ですから、宗像や福津市民から高い水道料金を取っているわけです。その分をしっかりと経営改善して、そして、実際の水道料金に反映させてください。いかに安くおいしい水を供給するかは、我々の使命です。そういうところの取り組み。3 つ目は内部留保をいかに使って漏水を早く止めるのか、そういうお金の使い方を今後どう考えるのか、その 3 点についてお聞きします。

#### ○桃村議長

志賀施設係長。

#### ○志賀施設係長

今 3 点質問をいただきましたので順次お答えさせていただきます。

まず 1 点目のジョイントの補強を他市の方はされているということで、参考にという話でございましたけれども、うちの管内で漏れているのが大体古くなった V P 管、プラスチック素材の管でございまして、その分につきましては現在、広域化補助をいただいておりますので、それを使って年 10 キロ以上、暫時やっておるところでございます。

鋳鉄管につきましては、漏水等ほとんどございませんので、本管の漏水につきましては、一番漏水の多い V P 管をメインに、更新を行っておるという状況でございます。

2 点目の流量計のお話でございますけれども、ご指摘のとおり流量計が正しい値を指してないかもしないというところがございますので、新年度予算作成時期でもございますので、来年度におきまして、不都合、不具合が出ている流量計につきましては、更新をして参りたいと思っています。

3 点目の内部留保をどこまで溜めるのかということについてのお答えでございますけれども、本年度に入りまして、やはり福津市の方はまだ人口が伸びておりますけれども、現実的に宗像市の方は人口が微減です。いつまで事務組合の管内で人口が伸び続けるの

かと。今想定をしておりませんけれども、今後やはり人口が減ってくる中で水道収益が下がってくる。今それを使ってしまっていいのかというところがございますので、そのあたり状況見ながら、また予算の方を執行させていただきたい。また議会の方のご承認をいただきながら執行計画を作つてやっていきたいというふうに思つておるところでございます。以上でございます。

○**樋村議長**

13番、石松議員。

○**石松議員**

私は水道使用料の使用状況についてお伺いしたいと思います。資料は決算書の17ページ下の方です。後は監査意見書の5ページ中程にあります。

私は現年度の収納率が重要であろうと思います。過去さかのぼって調査したところ、毎年下がってきております。平成26年度の収納率は97.4%でした。翌27年度では97.3%、そして28年度は97.2%、そして、29年度は97.1%です。毎年0.1ポイントずつ下がってきております。全部滞納の方に回っていくわけなので、これを上げる努力を組合としてするべきだと思っています。まずこの収納率がこういうふうに毎年0.1ポイントずつ落ちてきていることについて執行部の見解をお伺いしたいということが一つです。

私が思うことですが、これは委託業者にお願いしていることだと思います。あくまでも委託業者がお願いしても主導権、発注するのは組合ですから組合がリードして管轄してしないと任せっぱなしになっているからこのようない結果になっているのではないかと危惧しております。執行部がどのように認識しているかお伺いしたいです。

○**樋村議長**

石松経営施設課長。

○**石松経営施設課長**

お答えいたします。石松議員がご指摘の収納率の低下についてでございますが、確かに年々、微減という方向で進んでおります。そういうことは認識をしておりまして、昨年度から私は着任しているわけですが、それまで監査委員の方からも触れられたのですが、北九州市それから実際に請け負っているのは、その下請のヴェオリア・ジェネッツです。そこの3者と毎月定例日を設けまして、この収納率向上対策について協議を行つてあるところです。より充実させる方向で検討を進めるとともに、収納率アップに対して、手段としましては、給水停止という措置が1番効果的でございます。

中々個々の状況あろうかと思いますけれども、そこはやはりなるべくドライな接し方で、特に高額滞納者に対して毅然とした形で給水停止を。一応は順序としましては、督

促状の発送から給水停止予告通知、それから給水停止の通知書、それから給水停止。こういう流れで今事務させておりますが、これをより徹底をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○梶村議長

石松議員。

○石松議員

このことについては午前中代表監査委員から報告の中でも触れていただきました。

業者についてはきちんとお金を頂けない時には、期限を切って止めると。しかしながら、個人についてはいろんなケースバイケースがあるから、家庭訪問をして実情把握した上で、そして対応すべきというお話をいただきました。石松課長の方から答弁いただいたわけですけれども、毎月関係者集まって打ち合わせをやっているということですが、26年度から、29年度まで4年間毎年0.1ずつ減っているこの事実がある。今答弁された毎月その関係者が集まって打ち合わせをしている。過去に遡ったら全然していなかつたのかということにもなるわけです。決意として、収納率アップの努力はしますということなわけですが、現実として動かないと変わらないと思うのですが、当然給水停止に至るまでのプロセスをおっしゃっていただきました。これは何ヶ月間滞納した時に、そういうアクションを起こして、給水停止になるのでしょうか。それと組合として今後、今課長が答弁をされたことだけで、来年度も同じことを質問するようなことがあつたら、私は恥ずかしいことだと思うのですが、その点について何か強力なアクションやプランニングがあるのかについてもお伺いしたいと思います。

○梶村議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

収納率の向上対策として申し上げましたように効果的な手段といたしまして給水停止という措置でございます。今のスケジュールできますと、3ヶ月滞納された方について催告書を送りまして、それが履行されない場合、給水停止を行っております。それから、今後の対策ですけれども、現状を使ってらっしゃる方については、給水停止措置を徹底させていただきます。そのほかに午前中監査委員も触れたのですが、高額の滞納者でこちらの応答に全く応じない、実際住所を移転されても水道使ってらっしゃらない方も何軒かいらっしゃいます。そういう方に対して、法的には私債権でございますので、事業体として差押えなどの強制執行ができませんので、裁判所の方に申し立てをして、一つには支払い督促というお話をございますが、そういうことを加味しながら、対策に当てた

いというふうに考えております。

○桃村議長

石松議員。3度目です。

○石松議員

具体的に平成29年度の決算数字の中で給水停止を実施した件数があれば、事例を教えてください。実際にやったのかやっていないのかをお聞きしたいと思います。

○桃村議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

給水停止の実績ですが、毎月行っています。600件前後毎月給水停止を行っています。法人個人ありますが、比率的には個人が多いです。

○桃村議長

他に。4番、横山議員。

○横山議員

水道事業報告書の13ページですが、議会の議決事項というところがありますが、今日、私初めて見ましたけど、30年3月で経営戦略が決算資料として私は受けとめているのですけど、水道施設というところに宗像事務組合水道事業では、1取水場、1浄水場云々というのはあるんですけど、この1取水場というのはいつ議決されたのかお伺いします。

○桃村議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

議事が終わった後にご報告させていただくということでお時間を頂いているところです。経営戦略ですが、これに関しましては、昨年度、全員協議会の方でご説明させていただきましたけれど、水道ビジョンに基づいた補完的な計画といたしておりますので、議決案件ではございません。ですから、こちらの決算書の13ページには掲載していません。

○横山議員

議決ではないということであれば、私はこういう書き方はまずいのではないかと思います。申し送りのような書き方をしていますので、以前は議論を検討するということだったように認識しております。臨時議会は 6 月 1 日でした。その時に私が見ていればいろいろなことも思うのですが、最新のものを出していただかないと、判断のつけよう、議論のしようがないと思う。議決ではないということですので、説明をお願いしておきます。

○桝村議長

今決算書の中で。どうぞ。

○横山議員

ですから、この決算書の中に、議会の議決事項というのが入っています。議決事項の中に入っていますが、今日の朝になってこれが出ておりました。だから、これは決算の資料として見ているわけです。ですから、決算の中で議決がなっていないのに、このように有しています、1 取水場という書き方はまずいのではないかということを申し上げます。後の説明を終わってからお願ひします。

○桝村議長

わかりました。では、回答させます。神山事務局長。

○神山事務局長

申し訳ございません。事務組合水道事業経営戦略につきましては、先程石松課長が申しましたとおり、終了後ご報告しよう思っておりました。これはあくまでも水道ビジョンを経営的に見たときの選択でございますので、あくまでも議決案件ではないということでございます。今日はご紹介という意味でおいていたところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○桝村議長

石松議員

○石松議員

管の老朽化についてお聞きをしようと思っていました。監査意見書の 11 ページの下の方で高度経済成長時による経年劣化のために多大な費用が今後いると書いています。

少し決算の資料等を見ますと、老朽化比率は監査意見書の 13 ページの中ほどに有形固定資産減価償却率、つまり減価償却がどれほど進んでいるのかという数字を見ればわかるわけです。遡ってみましたら、平成 27 年度 50.7%、28 年度が 51.4%、29 年度

51.4%です。類似団体がどうかというのが右端の方に載せてありますので、この資料を横に記入してみると、平成27年度は組合が持っているのは50.7%に対して類似団体は45.9%、同じく28年度は組合が51.4%に対して46.6%。類似団体と比較しましたら、この組合の老朽化が進んでいると理解できるわけです。当然今後、施設や管についても当然更新をしていかなければいけないと思う。そこで私は今後どれだけの計画、スケジュール、金額等を持って考えているのかを質問している。

今日の朝こういった資料を頂きました。これは3月に作っている中、先程の横山議員から指摘されたように、その場で提示して説明するべきだったと思います。先程の原崎組合長に対する質問も優しくなっていたと思います。先程ある議員から質問の答えがここに載っていると言われましたが、この資料は今日来てはじめて見ました。そういうことになるので、折角執行部が汗水かいて一生懸命作った資料はできたらタイムリーに出す。2月の次は10月まで待たなくていい訳ですので、臨時会があれば臨時会で提案、説明する。決算審議が終わった後で説明してもしょうがないわけです。別物だからと言っているからそういう認識なのです。ですので、今後のことはタイムリーに私達議会には説明を頂きたいということがお願いです。

私の質問は老朽化対策の計画等についてお聞きします。

#### ○樋村議長

志賀施設係長。

#### ○志賀施設係長

志賀でございます。質問の方にお答えさせていただきます。ご指摘のとおり、3月末にこちら作成しております、今になってご報告という形をとらせていただきましたことをお詫び申し上げます。また今後の管路の更新計画につきましてですが、来年度アセットマネジメントということで予算要求させていただいて、今後、どれぐらいの更新需要があるのかというところを把握した上で、経営戦略は後でご報告差し上げますが、これに割り振っている予算上でいけるのかいけないのかというところで、また議会等々ご報告させていただきながら、事業の方の進捗をさせていただければというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

#### ○樋村議長

他にございますか。3番、岡本議員。

#### ○岡本議員

今のお朽化比率に関して、関連した質問をさせていただきたいと思います。来年平成31年3月に公会計制度を明確に示していただけることですので、老朽化比率も出さ

れるんだろうなと思いますが、計画を立てられる上で、水道事業会計に関して老朽管は財政圧迫をするところです。大体、老朽化比率の目標をもたれていると思いますが、いくらくらいか教えてください。

○梶村議長

志賀施設係長。

○志賀施設係長

現在、老朽管と呼ばれるものについては、法的な解釈で言えば、償却期間の 40 年を超えた管路という形の取り扱いになっております。40 年を超えた管路という形になりますと、導水管、送水管、配水本管、配水支管、含めて総延長 23 万 6,620m、比率にしたら 25%、おおかた 4 分の 1 の管路については 40 年を超過しておるという状況でございます。但し、40 年を過ぎたからと言ってすぐに漏水をするものではございませんので、そのあたりで今度来年度アセットマネジメント作りますけれども、管路鉄管については今一律 40 年という取り扱いでございますが、管の材料によっては 60 年保つもの 80 年保つものというものもございますので、そこでまた再度計画の方を作成させていただいてご報告をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○梶村議長

他にございますか。

(なしの声)

○梶村議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○梶村議長

討論を終結します。

これより、第 27 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(起立)

## ○樋村議長

賛成多数であります。よって、第 27 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 16、第 28 号議案、「平成 30 年度 宗像地区事務組合一般会計補正予算、第 1 号について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局。

## ○神山事務局長

議案書の 28 ページをお開きください。

第 28 号議案、「平成 30 年度 宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について」平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。平成 30 年 10 月 10 日。宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

次のページ、補正予算書をお願いします。歳入歳出予算の補正 第 1 条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,317 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 4,267 万 7,000 円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。

5 ページ、6 ページをお開きください。歳入、「3 款 国庫支出金」は、補正前の額 1,320 万円を全額、減額補正するものです。これは、高規格救急自動車の更新に係る国庫補助金でしたが、有利な起債が適用されることとなったため、減額し、起債メニューを変更するものです。詳細は、のちほど説明いたします。「6 款 繰越金」は、平成 29 年度決算における繰越金の確定により、補正前の額 4,350 万円に対し、2,017 万 1,000 円を増額し、6,367 万 1,000 円とするものです。「8 款 組合債」は、補正前の額 1 億 5,260 万円に対し、2,620 万円を増額し、1 億 7,880 万円とするものです。

内容について説明いたします。3 ページをご覧ください。表の上段が補正前、下段が補正後となります。補正前の表、2 段目・3 段目です。高規格救急自動車及び救急資機材の更新については、先ほど減額補正いたしました国庫補助金と、一般補助施設整備費等事業債、交付税算入率 0%、を財源として予定しておりましたが、有利な起債メニューである緊急防災・減災事業債、交付税算入率 70% が利用できることとなったため、これを変更し、借入額を増額するものです。

次に補正前の表、4 段目・5 段目です。救助工作車の更新については、一般単独事業債、交付税算入率 0% と、施設整備事業債、交付税算入率 70% を財源として予定しておりましたが、さきほどと同様に、緊急防災・減災事業債、交付税算入率 70% への変更を行うものです。これらの変更に伴い、地方債の借入限度額を、補正前の額 1 億 5,260 万円に対し、2,620 万円を増額し、1 億 7,880 万円とするものです。単年度でみますと、補助金の減額、起債額の増額となりますが、5 年間でみますと、構成市への地方交付税が 8,000 万円弱ほど増額する見込みです。

次に、歳出の説明に入ります。11 ページ、12 ページをお開き下さい。「4 款 消防費、

1目「常備消防費」は、補正前の額16億4,252万9,000円に対し、178万6,000円を増額し、16億4,431万5,000円とするものです。これは、現在、消防本部に設置されているボイラーに不具合が生じており、更新が必要であることから、工事費を補正するものです。「6款 予備費」は、補正前の額740万円に対し、3,138万5,000円を増額し、3,878万5,000円とするものです。以上で、平成30年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○桙村議長

これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○桙村議長

ないようです。これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ございませんか。

（なしの声）

○桙村議長

討論を終結します。これより、第28号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を願います。

（全員起立）

○桙村議長

全員賛成であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

○桙村議長

日程第17、第29号議案 「平成30年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算第1号について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の29ページをお開きください。第29号議案 「平成30年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）について」

平成30年度 宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成30年10月10日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

次ページ、補正予算書をお願いします。歳入予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 336 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,034 万円とするものです。

補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。7 ページ、8 ページをお開きください。歳入、「4款 繰越金」は、平成 29 年度決算における繰越金の確定により、補正前の額 2,000 万円に対し、336 万円を増額補正し、2,336 万円とするものです。

次に、歳出の説明に入ります。9 ページ、10 ページをお開き下さい。「3 款 予備費」は、補正前の額 200 万円に対し、336 万円を増額補正し、536 万円とするものです。

以上で、平成 30 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○梶村議長

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声）

○梶村議長

ないようです。これをもちまして質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありますか。

（なしの声）

○梶村議長

ないようですので討論を終結いたします。これより、第 29 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

（全員起立）

○梶村議長

全員賛成であります。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○梶村議長

日程第 18 第 30 号議案 平成 30 年度 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号についてを議案をします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

## ○神山事務局長

議案書の 30 ページをお開きください。第 30 号議案 平成 30 年度 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について。平成 30 年度 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。平成 30 年 10 月 10 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁。

補正予算書をお願いいたします。歳入歳出予算の補正 第 1 条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11 万 8,000 円を減額し、総額を 6,218 万 6,000 円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細に沿って説明いたします。

7 ページ、8 ページをお開きください。歳入、4 款 繰入金、1 項、1 目、1 節 宗像市繰入金でございますが、補正前の額 2,888 万 5,000 円に対しまして、60 万円を減額し、2,828 万 5,000 円とするものでございまして、内容につきましては、後ほど説明いたしますが、歳入の増加、歳出の減少により宗像市繰入金を減額補正するものでございます。5 款 繰越金、1 項、1 目、1 節 繰越金は、平成 29 年度決算における繰越金の確定により、補正前の額 1,000 円に対しまして、5 万 3,000 円を増額補正し、5 万 4,000 円とするものでございます。6 款 諸収入、1 項、1 目、1 節 雜入は、平成 29 年度決算確定に伴い消費税還付金が確定したため、補正前の額 154 万 8,000 円に対しまして、42 万 9,000 円を増額補正し、197 万 7,000 円とするものでございます。

次に、歳出の説明に入ります。9 ページ、10 ページをお開き下さい。3 款 公債費、1 項、2 目、23 節 債還金、利子及び割引料でございますが、当初予算額 200 万 9,000 円から、11 万 8,000 円を減額し、189 万 1,000 円とするもので、起債借入利率の確定によるものでございます。以上で宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

## ○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

（なしの声）

## ○桝村議長

ないようです。質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありますか。

（なしの声）

## ○桝村議長

これをもちまして討論を終結します。これより第 30 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんとの起立を願います。

(全員起立)

○樋村議長

全員賛成であります。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○樋村議長

日程第 19 第 31 号議案 「平成 30 年度 宗像地区組合本木簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の 31 ページをお開きください。第 31 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 10 月 10 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

補正予算書をお願いいたします。歳入歳出予算の補正 第 1 条。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 345 万円を増額し、総額を 1,253 万 1,000 円とするものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細に沿って説明いたします。7 ページ、8 ページをお願いします。歳入、3 款 繰入金、1 項、1 目、1 節 福津市繰入金でございますが、補正前の額 767 万 6,000 円に、345 万円を増額補正いたしまして、1,112 万 6,000 円とするものでございます。内容は、後ほど説明いたしますが、歳出の増額に伴いまして、福津市繰入金を増額補正するものでございます。

次に、歳出の説明でございます。9 ページ、10 ページをお開き下さい。1 款 総務費、1 項、1 目、13 節 委託料でございますが、施設の老朽化によりまして、配水管の漏水修理が想定以上に発生いたしましたために、今後の修繕費の不足が見込まれることによりまして、補正前の額 464 万 5,000 円に 300 万円を増額補正し、764 万 5,000 円とするものでございます。包括委託業務として北九州市に委託しております事業でございます。

補正額は全額修繕費として支出する予定のものでございます。4 款 1 項 1 目 予備費でございますが、補正前の額 45 万円に 45 万円を増額し 90 万円とするもので、配水管の漏水修理が想定以上に発生し、予備費を充用して対応したため、今後の不測の事態に備え増額補正するものでございます。以上で本木簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようです。質疑を終結します。これより討論に入ります。

(なしの声)

○桃村議長

これをもちまして討論を終結します。これより第 31 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を願います。

(全員起立)

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

○桃村議長

日程第 20 第 32 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。神山事務局長。

○神山事務局長

議案書の 32 ページをお開きください。第 32 号議案 「平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）について」 平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 10 月 10 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁。

水道事業会計補正予算書をお開きください。平成 30 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）について、説明いたします。主な内容といたしましては、受託工事の増加によるもの、前年度決算確定による長期前受金戻入及び減価償却費の補正、漏水事故等の増加による委託料の増額、浄水施設更新計画の見直しによる浄水工事請負費の減額の補正、及び補助事業についての改良事業と拡張事業の変更による工事請負費等の補正を行うものでございます。

まず、1 ページの第 2 条につきましては、当初予算の第 3 条に定めております、収益的収入の第 1 款 水道事業収益 第 1 項 営業収益を 2,600 万円増額補正し、第 2 項 営業外収益を 1,965 万 6,000 円増額補正し、水道事業収益合計で 33 億 7,703 万 9,000

円とするものでございます。また、収益的支出の第1款 水道事業費用 第1項 営業費用を1億1,157万2,000円増額補正し、第2項 営業外費用を194万3,000円減額補正いたしまして、水道事業費用合計で29億7,669万7,000円とするものでございます。

第3条につきましては、当初予算の第4条に定めた資本的支出の第1款 資本的支出 第1項 一般改良費を2,795万7千円減額補正し、第2項 拡張事業費を1,000万円減額補正いたしまして、資本的支出合計で23億279万9,000円とするものでございます。

次に2ページをお開きください。予算実施計画でございますが、1ページの第2条及び第3条の内訳を掲載したものでございます。詳細につきましては、事項別明細書に記載いたしておりますので、ここでは、省略させていただきます。

次の3ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、この表は、一会计期間におけるキャッシュ・フローを業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示したものでございます。最下段 資金期末残高48億8,379万236円は、4ページの予定貸借対照表の 資産の部、2 流動資産、(1) 現金預金の額と一致しております。

次に4ページをお開き下さい。平成30年度末(平成31年3月31日)時点の、予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計それぞれ399億8,527万8,409円となる予定でございます。

6ページ、7ページをお開きください。事項別明細書でございます。まず、収益的収入及び支出の 収入の部、1款 1項 営業収益、2目 受託工事収益 1節 受託工事収益を2,600万円増額し、6,400万円とするもので、これは水道工事を行う箇所について構成市と再度協議を行った結果、受託で行う舗装工事箇所が増加したことによるものでございます。

次に、2項 営業外収益、2目 他会計補助金 1節 他会計補助金の4万4,000円減額につきましては、地島簡易水道の前年度の起債償還利息が確定したことなどによるもので、建設改良に係る企業債償還金の1/2を構成市から繰入れるものでございます。

4目 雑収益 1節 不用品売却収益は、10万8,000円減額し63万1,000円とするもので、これは、浄水場で発生する汚泥を有価売却する予定でおりましたが、今年度は有価売却が困難であるため減額するものでございます。

5目 消費税還付金 1節 消費税還付金は、357万円増額し544万円とするもので、これは、収入及び支出構成の変化によるものでございます。

8目 長期前受金戻入は、決算確定によるもので、1節 長期前受国庫補助金戻入を24万9,000円減額、3節 長期前受他会計補助金戻入を8,000円減額、4節 長期前受工事負担金戻入を26万8,000円増額、5節 長期前受受贈財産評価額戻入を1,622万7,000円増額するものでございます。

支出の部では、1款 1項 1目 原水及び浄水費 16節 委託料を228万2,000円増額し3億1,599万円とするもので、これは収入のところでもご説明いたしましたが、汚泥処分費の軽減のため汚泥の有価売却を予定しておりましたが、受託先が見つからず汚

泥処分の委託料が不足するため増額するものでございます。30 節 負担金は 95 万円減額し 30 万円とするもので、これは福岡県が施工する予定であった樽見川樋門改修工事が延期となったため工事に関する負担金が不要になったことによるものでございます。

2 目 配水及び給水費 16 節 委託料は北九州市への包括委託費のうち、光熱水費を 10 万円増額し 94 万 8,000 円とするもので、電力会社による再生エネルギー賦課金の増額によるものでございます。また、修繕費を 8,000 万円増額し 2 億 690 万 8,000 円とするもので、これは福津地区での漏水事故などの水道管修理費が当初見込みよりも多く発生しており、修繕費が不足することによるものでございます。

3 目 受託工事費 23 節 工事請負費は 2,600 万円増額し、6,400 万円とするもので、収入のところでもご説明いたしましたが、水道工事を行う箇所について構成市と再度協議を行った結果、受託で行う舗装工事箇所が増加したことによるものでございます。

5 目 簡易水道事業費 16 節 委託料は北九州市への包括委託費のうち、光熱水費を 10 万円増額し 70 万 8,000 円、修繕費を 140 万円増額し 619 万 6,000 円、動力費を 40 万円増額し 117 万 8,000 円とするもので、地島地区において今年度漏水事故が多く発生しており、浄水量が増加したことによるものでございます。

6 目 44 節 有形固定資産減価償却費は平成 29 年度決算額の確定によりまして、減価償却費を、224 万円増額補正し 11 億 4,477 万円とするものでございます。

2 項 営業外費用 1 目 49 節 企業債利息は、平成 29 年度借入分の企業債利息が確定したことにより、194 万 3,000 円を減額し、5,981 万 4,000 円とするものです。

8 ページ、9 ページをお開き下さい。資本的収入及び支出の 支出の部、1 款 1 項 2 目 取水施設費、23 節 工事請負費は 119 万 9,000 円増額し 120 万円とするもので、年次の法定点検により電気設備の一部に不具合箇所が見つかったため更新工事を行うものでございます。

4 目 浄水施設費、23 節 工事請負費は 5,266 万円減額し 344 万 6,000 円とするもので、当初は、ろ過池表洗ポンプ及び電気計装設備増設工事を予定しておりましたが、計装設備の更新計画を見直したため減額を行うものでございます。

6 目 配水施設費、23 節 工事請負費は 1,000 万円増額し 14 億 1,501 万円とするもので、漏水事故が多く発生しており老朽管更新が急務であるため、今年度の国庫補助事業において拡張事業を減額し改良事業を増額するものでございます。

8 目 事務費 16 節 委託料は 320 万円増額し 1 億 4,081 万 1,000 円とするもので、改良工事の件数が増えるため水圧試験の費用が不足するためござります。30 節 負担金は 1,030 万 4,000 円増額し 1 億 3,850 万 9,000 円とするもので、前年度実績ベースで北九州市代替執行経費を見込んでおりましたが、補助額が昨年度より 3 億円程度増額となり経費についても増額する必要が生じたためござります。

2 項 拡張事業費 1 目 施設整備費 23 節 工事請負費は 500 万円減額し 2 億 2,615 万 6,000 円とし、3 目 16 節 委託料は 500 万円減額し 1,287 万円とするもので、

先程ご説明いたしました補助事業による改良工事費の増額を行うため、拡張事業費の工事請負費と設計委託費を減額するものでございます。以上で、平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**桝村議長**

これより質疑に入ります。4 番横山議員。

○**横山議員**

漏水の工事箇所が増えたということですが、2,600 万円。工事において優先順位をつけられていると思います、宗像市も福津市も広域になっていますが、優先順位は水漏れが少ないからと言う話なのか、それとも被害箇所が大きいからという話なのか。水漏れが少なくともトラックなどが通った時に道が陥没するなど工事費が膨らむケースもございます。どのような優先順位でしているのか。これは休みの前でしたが、漏水がありました。すぐにやりますとのことでしたが、休みが明けないとやれないと。担当にどのような優先順位で指示を出してしているのかお聞きしたい。

○**桝村議長**

豎山施設係長。

○**豎山施設係長**

基本的には優先順位等は設けずにやっております。ただ、おっしゃるように被害が大きい場合や、漏水量が多いところは行いますが、報告があり次第原則は現場に出向きまして修繕をするようにしております。

○**桝村議長**

横山議員。

○**横山議員**

これは電話で受け答えをして、優先順位がございますのでという回答でございましたので言っています。優先順位がないのであれば、受付次第にされるということなら、業者の方に優先順位という言葉を出させない。事務組合の方で、優先順位という言葉を私は聞きました。そのところは履き違えないように工事をやっていただきたい。とにかく見に来ていただいて、調査をして金額が膨らむと思うところを先にやっていかないと 2,600 万円増えましたからと、来年も再来年もということもありますので、そのところは改善していかないと思います。

○**桝村議長**

神山事務局長。

○**神山事務局長**

十分気をつけたいと思います。基本的に優先順位は先程説明したとおりつけておりません。お電話を頂いた時に現地を確認した上で、その中でどっちが先かということはありますかと思います。例えば週明けになんとか、その場であるとかいうこと、これは現場に任せた上で、地域の方とご相談しながらしている状況です。

○**桝村議長**

横山議員。

○**横山議員**

休みの日の当番で、きちんと仕事をされると思うのですが、その辺りがどうなっているのか。休みの日にすぐしますと言って全然来なかつた事例があります。そこら辺の当番制はどうなっているのでしょうか。

○**桝村議長**

豊山施設係長。

○**豊山施設係長**

宗像市と福津市でそれぞれ管工事組合に当番してもらっております。その中で、現地に行って確認をするようにしております。その後の対応につきましては、確かにその当番店もしくは当番の方の対応によるかと思いますけれども、原則急なことで対応をお願いしているところでございます。

○**桝村議長**

他にございますか。

(なしの声)

○**桝村議長**

ないようです。これを持ちまして質疑を集結します。これより討論に入ります。

(なしの声)

○桃村議長

これをもちまして討論を終結します。これより第 32 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を願います。

(全員起立)

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句数字等の整備訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により議長に委任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

○桃村議長

ご異議なしと認めます。よって字句数字等の整理訂正は議長に委任することに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。平成 30 年第 2 回宗像地区事務組合議会定例会を閉会いたします。